

令和 3 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 3 年 3 月 1 日 提出

目 次

議案第 1 号	専決処分の承認について -----	1
議案第 2 号	専決処分の承認について -----	1 4
議案第 3 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 2 2 号) -----	2 6
議案第 4 号	令和 2 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第 7 号) -----	6 5
議案第 5 号	令和 2 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算 (第 7 号) -----	7 4
議案第 6 号	令和 2 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計補正予算 (第 2 号) -----	8 6
議案第 7 号	令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計補正予算 (第 3 号) -----	9 7
議案第 8 号	令和 2 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 7 号) -----	1 1 1
議案第 9 号	令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計予算 -----	別綴り
議案第 1 0 号	令和 3 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計予算 -----	別綴り
議案第 1 1 号	令和 3 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 1 2 号	令和 3 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計予算 -----	別綴り
議案第 1 3 号	令和 3 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 1 4 号	令和 3 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算 -----	別綴り

議案第 1 5 号	令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 -----	別綴り
議案第 1 6 号	茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する条例 の一部を改正する条例-----	1 2 2
議案第 1 7 号	茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例-----	1 2 3
議案第 1 8 号	茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正す る条例-----	1 2 4
議案第 1 9 号	茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例等の一 部を改正する条例-----	1 2 5
議案第 2 0 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する 条例-----	1 2 6
議案第 2 1 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する 条例-----	1 5 9
議案第 2 2 号	茅ヶ崎市証紙条例の一部を改正する条 例-----	1 6 3
議案第 2 3 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改 正する条例-----	1 6 4
議案第 2 4 号	茅ヶ崎市食品衛生条例の一部を改正す る条例-----	1 6 5
議案第 2 5 号	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び 適正処理等に関する条例の一部を改正 する条例-----	1 6 6
議案第 2 6 号	茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の一部 を改正する条例-----	1 7 1
議案第 2 7 号	茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正す る条例-----	1 7 2

議案第 2 8 号	茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例-----	1 7 4
議案第 2 9 号	茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例-----	1 7 7
議案第 3 0 号	茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例-----	1 7 9
議案第 3 1 号	工事請負契約の締結について-----	1 8 1
議案第 3 2 号	動産の取得について-----	1 8 4
議案第 3 3 号	指定管理者の指定について-----	1 8 5
議案第 3 4 号	指定管理者の指定について-----	1 8 6
議案第 3 5 号	指定管理者の指定について-----	1 8 7
議案第 3 6 号	指定管理者の指定について-----	1 8 8
議案第 3 7 号	指定管理者の指定について-----	1 8 9
議案第 3 8 号	指定管理者の指定について-----	1 9 0
議案第 3 9 号	指定管理者の指定について-----	1 9 1
議案第 4 0 号	指定管理者の指定について-----	1 9 2
議案第 4 1 号	指定管理者の指定について-----	1 9 3
議案第 4 2 号	指定管理者の指定について-----	1 9 4
議案第 4 3 号	指定管理者の指定について-----	1 9 5
議案第 4 4 号	指定管理者の指定について-----	1 9 6
議案第 4 5 号	指定管理者の指定について-----	1 9 7
議案第 4 6 号	指定管理者の指定について-----	1 9 8

議案第 4 7 号	指定管理者の指定について-----	1 9 9
議案第 4 8 号	指定管理者の指定について-----	2 0 0
議案第 4 9 号	指定管理者の指定について-----	2 0 1
議案第 5 0 号	指定管理者の指定について-----	2 0 2
議案第 5 1 号	指定管理者の指定について-----	2 0 3
議案第 5 2 号	指定管理者の指定について-----	2 0 4
議案第 5 3 号	指定管理者の指定について-----	2 0 5
議案第 5 4 号	訴えの提起について-----	2 0 6
議案第55号の1	市道路線の認定について-----	2 0 8
議案第55号の2	市道路線の認定について -----	2 1 1
議案第55号の3	市道路線の認定について -----	2 1 4
議案第55号の4	市道路線の認定について -----	2 1 7
議案第55号の5	市道路線の認定について -----	2 2 0
議案第55号の6	市道路線の認定について -----	2 2 3
報告第 1 号	専決処分の報告について -----	2 2 6
報告第 2 号	専決処分の報告について -----	2 2 7
報告第 3 号	専決処分の報告について -----	2 2 8

専決処分の承認について

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 0 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第20号）を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年1月8日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和２年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第２０号）

令和２年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第２０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４７７，９４６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０４，０５７，８３７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加及び変更は、「第２表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		41,595,637	261,946	41,857,583
	2 国庫補助金	30,030,507	261,946	30,292,453
20 繰入金		482,699	216,000	698,699
	2 基金繰入金	473,405	216,000	689,405
歳 入 合 計		103,579,891	477,946	104,057,837

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		8,215,037	261,946	8,476,983
	1 保健衛生費	4,824,922	261,946	5,086,868
7 商工費		3,304,807	216,000	3,520,807
	1 商工費	3,304,807	216,000	3,520,807
歳 出 合 計		103,579,891	477,946	104,057,837

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	204,559

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
7 商 工 費	1 商 工 費	新型コロナウイルス感染症対策事業	367,178	583,178

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	41,595,637	261,946	41,857,583
20 繰入金	482,699	216,000	698,699
歳 入 合 計	103,579,891	477,946	104,057,837

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	8,215,037	261,946	8,476,983
7 商工費	3,304,807	216,000	3,520,807
歳 出 合 計	103,579,891	477,946	104,057,837

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
261,946	0	0	0
0	0	0	216,000
261,946	0	0	216,000

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
16	国庫支出金	41,595,637	261,946	41,857,583
	2 国庫補助金	30,030,507	261,946	30,292,453
	3 衛生費国庫補助金	205,680	261,946	467,626
20	繰入金	482,699	216,000	698,699
	2 基金繰入金	473,405	216,000	689,405
	2 財政調整基金繰入金	267,178	216,000	483,178
歳 入 合 計		103,579,891	477,946	104,057,837

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 保健衛生費補助金	261,946	11 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	261,946
1 財政調整基金繰入金	216,000	1 財政調整基金繰入金	216,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 衛生費	8,215,037	261,946	8,476,983		
1 保健衛生費	4,824,922	261,946	5,086,868		
2 予防費	499,785	261,946	761,731	国庫支出金	261,946
7 商工費	3,304,807	216,000	3,520,807		
1 商工費	3,304,807	216,000	3,520,807		
1 商工振興費	3,233,422	216,000	3,449,422	一般財源	216,000
歳 出 合 計	103,579,891	477,946	104,057,837		

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	4,095	10 予防接種事業費 4 新型コロナウイルスワクチン接種事業費
1 通信運搬費	4,095	
13 委託料	257,851	
8 報償費	216,000	160 新型コロナウイルス感染症対策事業費

専決処分の承認について

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 1 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 1 号）を次のとおり定める。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 2 月 2 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第21号）

令和2年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第21号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,129,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,187,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		41,857,583	1,129,631	42,987,214
	1 国庫負担金	11,513,690	1,129,631	12,643,321
歳 入 合 計		104,057,837	1,129,631	105,187,468

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		8,476,983	1,129,631	9,606,614
	1 保健衛生費	5,086,868	1,129,631	6,216,499
歳 出 合 計		104,057,837	1,129,631	105,187,468

第 2 表 繰越明許費補正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	204,559	1,334,190

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	41,857,583	1,129,631	42,987,214
歳 入 合 計	104,057,837	1,129,631	105,187,468

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	8,476,983	1,129,631	9,606,614
歳 出 合 計	104,057,837	1,129,631	105,187,468

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1,129,631	0	0	0
1,129,631	0	0	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	41,857,583	1,129,631	42,987,214
1 国庫負担金	11,513,690	1,129,631	12,643,321
2 衛生費国庫負担金	46,513	1,129,631	1,176,144
歳 入 合 計	104,057,837	1,129,631	105,187,468

国庫支出金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費負担金	1,129,631	5 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（10／10） 1,129,631

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 衛生費	8,476,983	1,129,631	9,606,614		
1 保健衛生費	5,086,868	1,129,631	6,216,499		
2 予防費	761,731	1,129,631	1,891,362	国庫支出金	1,129,631
歳 出 合 計	104,057,837	1,129,631	105,187,468		

衛生費

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	1,129,631	10 予防接種事業費 4 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	1,129,631 1,129,631

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 2 号）

令和 2 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 2 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 1 9, 7 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 6, 1 0 7, 2 1 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		42,987,214	394,841	43,382,055
	1 国庫負担金	12,643,321	181,654	12,824,975
	2 国庫補助金	30,292,453	213,187	30,505,640
17 県支出金		5,894,429	90,221	5,984,650
	1 県負担金	4,145,126	82,669	4,227,795
	2 県補助金	1,253,109	7,552	1,260,661
18 財産収入		651,014	56	651,070
	1 財産運用収入	76,014	56	76,070
19 寄附金		72,569	21,964	94,533
	1 寄附金	72,569	21,964	94,533
20 繰入金		698,699	85,842	784,541
	1 特別会計繰入金	9,294	154	9,448
	2 基金繰入金	689,405	85,688	775,093
21 繰越金		2,365,314	117,519	2,482,833
	1 繰越金	2,365,314	117,519	2,482,833
22 諸収入		2,955,677	19,299	2,974,976
	4 受託事業収入	324,742	10	324,752
	5 雑入	761,938	19,289	781,227
23 市債		4,840,414	190,000	5,030,414
	1 市債	4,840,414	190,000	5,030,414
歳 入 合 計		105,187,468	919,742	106,107,210

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,485,516	18,266	9,503,782
	1 総務管理費	7,598,603	18,131	7,616,734
	3 戸籍住民基本台帳費	778,853	135	778,988
3 民生費		60,787,400	351,836	61,139,236
	1 社会福祉費	39,511,305	125,650	39,636,955
	2 児童福祉費	17,071,619	151,658	17,223,277
	3 生活保護費	4,204,476	74,528	4,279,004
4 衛生費		9,606,614	57,339	9,663,953
	1 保健衛生費	6,216,499	46,995	6,263,494
	2 清掃費	3,390,115	10,344	3,400,459
5 労働費		246,391	12	246,403
	1 労働諸費	246,391	12	246,403
6 農林水産業費		386,370	5,134	391,504
	1 農業費	188,775	5,134	193,909
8 土木費		6,760,548	414,541	7,175,089
	2 道路橋りょう費	1,186,792	342,242	1,529,034
	4 都市計画費	3,563,581	67,888	3,631,469
	5 住宅費	959,238	4,411	963,649
9 消防費		2,549,145	9,846	2,558,991
	1 消防費	2,549,145	9,846	2,558,991
10 教育費		6,365,587	62,768	6,428,355
	1 教育総務費	1,061,833	31,668	1,093,501
	2 小学校費	1,776,809	29,352	1,806,161
	3 中学校費	959,800	25,656	985,456
	5 社会教育費	2,034,095	△23,908	2,010,187
歳 出 合 計		105,187,468	919,742	106,107,210

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
7 商工費	1 商工費	道の駅整備推進事業	128,303	令和2年度	38,300	275,857	令和2年度	38,300
				令和3年度	90,003		令和3年度	134,270
							令和4年度	103,287

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 (業 目 名)	金 額
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (財産管理費)	949
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (企画費)	612
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (支所及び出張所費)	105
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (文化行政費)	52
		防災対策管理経費	12,869
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (男女共同参画推進費)	101
	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード等交付事務管理経費	144,623
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (戸籍住民基本台帳費)	135
3 民生費	1 社会福祉費	福祉会館解体事業	2,563
	2 児童福祉費	民間保育所等施設整備事業	26,250
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (児童福祉総務費)	100
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (児童保育費)	26,000
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (児童福祉施設費)	3,500
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (地域児童福祉費)	13,700
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (母子衛生費)	2,462
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (環境衛生費)	50
6 農林水産業費	1 農業費	畜産経営環境保全対策事業	5,134
7 商工費	1 商工費	道の駅整備推進事業	10,075
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装修繕事業	333,805
		幹線道路舗装修繕事業	1,870
		市道 0 1 1 0 号線歩道設置	19,209
		橋りょう等長寿命化推進事業	6,567

(単位 千円)

款	項	事 (業 目 名)	金 額
8 土木費	4 都市計画費	国 県 事 業 対 策 費	71,140
		浜 見 平 地 区 拠 点 整 備 事 業	5,063
		東 海 岸 寒 川 線 街 路 事 業	3,651
	5 住 宅 費	(仮称) 小和田地区市営住宅整備事業	4,411
9 消防費	1 消 防 費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (常 備 消 防 費)	246
10 教育費	1 教育総務費	教 育 事 務 委 託 負 担 金	23,128
	2 小 学 校 費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (学 校 管 理 費)	28,000
	3 中 学 校 費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (学 校 管 理 費)	16,800
	5 社会教育費	(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業	28,666
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (公 民 館 費)	331
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (青 少 年 対 策 費)	68
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (青 少 年 施 設 費)	358
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (図 書 館 費)	594

変 更

(単位 千円)

款	項	事 (業 目 名)	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
5 労働費	1 労働諸費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (労 働 諸 費)	12,000	12,012
10 教育費	1 教育総務費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (事 務 局 費)	45,922	45,942

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館展示収蔵製作業務委託経費	令和3年度	千円 252,696	令和2年度 、 令和4年度	千円 278,625

第 5 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道 路 舗 装 事 業	61,300	225,600
香 川 駅 周 辺 整 備 事 業	48,800	51,700
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	109,800	132,600
計	4,840,414	5,030,414

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	42,987,214	394,841	43,382,055
17 県支出金	5,894,429	90,221	5,984,650
18 財産収入	651,014	56	651,070
19 寄附金	72,569	21,964	94,533
20 繰入金	698,699	85,842	784,541
21 繰越金	2,365,314	117,519	2,482,833
22 諸収入	2,955,677	19,299	2,974,976
23 市債	4,840,414	190,000	5,030,414
歳 入 合 計	105,187,468	919,742	106,107,210

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	9,485,516	18,266	9,503,782
3 民生費	60,787,400	351,836	61,139,236
4 衛生費	9,606,614	57,339	9,663,953
5 労働費	246,391	12	246,403
6 農林水産業費	386,370	5,134	391,504
8 土木費	6,760,548	414,541	7,175,089
9 消防費	2,549,145	9,846	2,558,991
10 教育費	6,365,587	62,768	6,428,355
歳 出 合 計	105,187,468	919,742	106,107,210

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	11,669	6,597
274,165	0	19,102	58,569
17,996	0	10,423	28,920
0	0	0	12
0	0	0	5,134
170,501	167,200	125	76,715
0	0	0	9,846
22,400	22,800	0	17,568
485,062	190,000	41,319	203,361

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	42,987,214	394,841	43,382,055
1 国庫負担金	12,643,321	181,654	12,824,975
1 民生費国庫負担金	11,467,177	164,661	11,631,838
2 衛生費国庫負担金	1,176,144	16,993	1,193,137
2 国庫補助金	30,292,453	213,187	30,505,640
2 民生費国庫補助金	26,309,003	19,283	26,328,286
3 衛生費国庫補助金	467,626	1,003	468,629
6 土木費国庫補助金	774,383	170,501	944,884
8 教育費国庫補助金	940,065	22,400	962,465

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	27,086	1 保険基盤安定負担金 3 自立支援給付費負担金 (1 / 2) 4 自立支援医療費負担金 (1 / 2)	14,811 13,335 △1,060
2 児童福祉費負担金	131,801	1 保育所運営費負担金 (5 / 10) 12 令和元年度施設型給付費負担金 (5 / 10) 13 令和元年度保育所運営費負担金 (5 / 10)	16,811 4,618 110,372
3 生活保護費負担金	5,774	3 令和元年度生活保護費負担金 (3 / 4)	5,774
1 保健衛生費負担金	16,993	3 感染症発生動向調査事業費負担金 (1 / 2)	16,993
2 児童福祉費補助金	19,283	3 保育対策総合支援事業費補助金 4 子ども・子育て支援交付金 (1 / 3)	14,750 4,533
1 保健衛生費補助金	1,003	8 母子保健衛生費国庫補助金	1,003
2 道路橋りょう費補助金	167,201	1 社会資本整備総合交付金	167,201
4 都市計画費補助金	3,300	1 社会資本整備総合交付金	3,300
2 小学校費補助金	14,000	7 学校保健特別対策事業費補助金	14,000
3 中学校費補助金	8,400	7 学校保健特別対策事業費補助金	8,400

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
17 県支出金	5,894,429	90,221	5,984,650
1 県負担金	4,145,126	82,669	4,227,795
1 民生費県負担金	4,068,347	82,669	4,151,016
2 県補助金	1,253,109	7,552	1,260,661
2 民生費県補助金	991,522	7,552	999,074
18 財産収入	651,014	56	651,070
1 財産運用収入	76,014	56	76,070
2 利子及び配当金	31,285	56	31,341
19 寄附金	72,569	21,964	94,533
1 寄附金	72,569	21,964	94,533
2 総務費寄附金	50,764	11,640	62,404
3 民生費寄附金	250	9,386	9,636

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費負担金	36,069	3 保険基盤安定負担金 4 自立支援給付費負担金 (1 / 4)	29,932 6,137
2 児童福祉費負担金	46,600	1 保育所運営費負担金 (2. 5 / 10) 10 令和元年度施設型給付費負担金 (2. 5 / 10) 11 令和元年度保育所運営費負担金 (2. 5 / 10)	7,656 1,137 37,807
1 社会福祉費補助金	3,019	11 障害者地域生活サポート事業費補助金	3,019
2 児童福祉費補助金	4,533	6 子ども・子育て支援交付金 (1 / 3)	4,533
1 利子収入	56	1 ふるさと基金利子 2 財政調整基金利子 5 文化振興基金利子 6 姉妹都市交流基金利子 8 太陽光発電設備普及啓発基金利子 9 ごみ減量化・資源化基金利子 10 緑のまちづくり基金利子	1 25 2 1 1 12 14
1 総務費指定寄附金	11,640	1 ふるさと基金寄附金 4 文化振興基金寄附金 5 姉妹都市交流基金寄附金	11,604 △15 51
1 民生費指定寄附金	9,386	1 社会福祉基金寄附金 2 子ども未来応援基金寄附金	179 9,207

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	4 衛生費寄附金	121	827	948
	5 土木費寄附金	850	111	961
20	繰入金	698,699	85,842	784,541
	1 特別会計繰入金	9,294	154	9,448
	1 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	9,294	154	9,448
	2 基金繰入金	689,405	85,688	775,093
	2 財政調整基金繰入金	483,178	85,688	568,866
21	繰越金	2,365,314	117,519	2,482,833
	1 繰越金	2,365,314	117,519	2,482,833
	1 繰越金	2,365,314	117,519	2,482,833
22	諸収入	2,955,677	19,299	2,974,976
	4 受託事業収入	324,742	10	324,752
	2 衛生費受託事業収入	232,729	10	232,739
	5 雑入	761,938	19,289	781,227
	2 雑入	761,734	19,289	781,023

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 衛生費指定寄附金	827	1 太陽光発電設備普及啓発基金寄附金 2 ごみ減量化・資源化基金寄附金	80 747
1 土木費指定寄附金	111	1 緑のまちづくり基金寄附金	111
1 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	154	1 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	154
1 財政調整基金繰入金	85,688	1 財政調整基金繰入金	85,688
1 前年度繰越金	117,519	1 前年度繰越金	117,519
1 保健衛生費受託事業収入	10	3 斎場運営管理受託事業収入	10
2 民生費雑入	9,716	24 公的介護施設等整備推進事業返還金	9,716
3 衛生費雑入	9,573	4 太陽光発電売電収入	38

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
23	市債		4,840,414	190,000	5,030,414
	1	市債	4,840,414	190,000	5,030,414
		6 土木債	1,350,300	167,200	1,517,500
		8 教育債	788,100	22,800	810,900
歳 入 合 計			105,187,468	919,742	106,107,210

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		6 有価物売却代	9,535
1 道路橋りょう 債	164,300	2 道路舗装事業債	164,300
3 都市計画債	2,900	3 香川駅周辺整備事業債	2,900
1 小学校債	9,700	1 義務教育施設整備事業債	9,700
2 中学校債	13,100	1 義務教育施設整備事業債	13,100

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	9,485,516	18,266	9,503,782		
1 総務管理費	7,598,603	18,131	7,616,734		
4 財政管理費	82,759	16,221	98,980	そ の 他	11,605
				一般財源	4,616
6 財産管理費	983,842	974	984,816	そ の 他	25
				一般財源	949
7 企画費	1,132,287	612	1,132,899	一般財源	612
8 支所及び出張所費	40,568	105	40,673	一般財源	105
13 文化行政費	426,923	118	427,041	そ の 他	39
				一般財源	79
15 男女共同参画推進費	17,785	101	17,886	一般財源	101
3 戸籍住民基本台帳費	778,853	135	778,988		
1 戸籍住民基本台帳費	778,853	135	778,988	一般財源	135
3 民生費	60,787,400	351,836	61,139,236		
1 社会福祉費	39,511,305	125,650	39,636,955		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 積立金	16,221	20 ふるさと基金積立金	16,221
11 需用費	949	70 財政調整基金積立金	25
1 消耗品費	949	110 新型コロナウイルス感染症対策事業費	949
25 積立金	25		
11 需用費	500	140 新型コロナウイルス感染症対策事業費	612
1 消耗品費	500		
13 委託料	112		
11 需用費	105	40 新型コロナウイルス感染症対策事業費	105
1 消耗品費	105		
11 需用費	52	60 文化振興基金積立金	4
1 消耗品費	52	180 姉妹都市交流基金積立金	62
25 積立金	66	200 新型コロナウイルス感染症対策事業費	52
11 需用費	101	30 新型コロナウイルス感染症対策事業費	101
1 消耗品費	101		
11 需用費	135	100 新型コロナウイルス感染症対策事業費	135
1 消耗品費	135		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
	1 社会福祉総務費		5,442,097	78,729	5,520,826	国庫支出金	14,811
						県支出金	29,932
						そ の 他	9,895
						一般財源	24,091
	2 障害者福祉費		5,882,347	46,719	5,929,066	国庫支出金	12,275
						県支出金	9,156
						一般財源	25,288
	3 社会福祉施設費		117,423	202	117,625	一般財源	202
	2 児童福祉費		17,071,619	151,658	17,223,277		
	1 児童福祉総務費		4,424,733	49,015	4,473,748	そ の 他	9,207
						一般財源	39,808
	2 児童保育費		11,173,475	75,740	11,249,215	国庫支出金	144,801
						県支出金	46,600
						一般財源	△115,661

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	179	40 社会福祉協議会関係経費 2 社会福祉基金補助金	179 179
		100 国民健康保険事業保険基盤安定繰出金	59,659
23 償還金利子及び割引料	9,716	130 介護保険事業特別会計繰出金	9,175
		220 公的介護施設等整備推進事業補助金	9,716
28 繰出金	68,834		
19 負担金補助及び交付金	464	10 障害者福祉管理経費 1 障害者福祉管理経費	16,128 16,128
20 扶助費	30,591	40 自立支援給付費 1 介護給付費	30,591 30,591
23 償還金利子及び割引料	15,664		
22 補償補填及び賠償金	202	60 福祉会館解体事業費	202
11 需用費	100	20 児童福祉総務管理経費	4,137
1 消耗品費	100	40 民間保育所運営補助事業費	7,531
23 償還金利子及び割引料	39,223	210 施設等利用費	27,555
		220 子ども未来応援基金積立金	9,692
25 積立金	9,692	240 新型コロナウイルス感染症対策事業費	100
13 委託料	37,457	10 民間保育所等運営事業費	37,457
19 負担金補助及び交付金	26,000	80 施設等利用費	11,045
		100 新型コロナウイルス感染症対策事業費	26,000
23 償還金利子及び割引料	12,283	120 未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金返還金	1,190
		130 未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金給付事務費返還金	48

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳							
						区 分	金 額						
	4	4 児童福祉施設費	442, 212	3, 500	445, 712	国庫支出金	1, 750						
						一般財源	1, 750						
		5 地域児童福祉費	876, 357	23, 403	899, 760	国庫支出金	4, 533						
						県支出金	4, 533						
						一般財源	14, 337						
		3 生活保護費	4, 204, 476	74, 528	4, 279, 004								
	1 生活保護総務費					204, 476	74, 528	279, 004	一般財源	74, 528			
									2 扶助費	4, 000, 000	0	4, 000, 000	国庫支出金
	一般財源					△5, 774							
	4 衛生費	9, 606, 614	57, 339	9, 663, 953									
1 保健衛生費					6, 216, 499	46, 995	6, 263, 494						
								1 保健衛生総務費	2, 985, 875	1, 920	2, 987, 795	一般財源	1, 920
												2 予防費	1, 891, 362
一般財源					25, 198								

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	3,000	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	3,500
1 消耗品費	3,000		
13 委託料	500		
11 需用費	100	40 放課後児童健全育成事業費	9,703
1 消耗品費	100	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	13,700
13 委託料	10,800		
19 負担金補助及び交付金	2,800		
23 償還金利子及び割引料	9,703		
23 償還金利子及び割引料	74,528	20 生活保護総務管理経費	74,528
3 職員手当等	1,920	10 職員給与費	1,920
8 特殊勤務手当	1,920		
13 委託料	33,987	30 感染症対策事業費	8,100
23 償還金利子及び割引料	8,204	40 疾病対策事業費	68
		50 難病対策事業費	36
		90 新型コロナウイルス感染症対策事業費	33,987

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
	3 母子衛生費		764,233	2,462	766,695	国庫支出金	1,003
						一般財源	1,459
		4 環境衛生費	193,509	422	193,931	そ の 他	129
						一般財源	293
	2 清掃費		3,390,115	10,344	3,400,459		
	1 清掃総務費	1,004,056	10,344	1,014,400	そ の 他	10,294	
一般財源					50		
5 労働費			246,391	12	246,403		
	1 労働諸費		246,391	12	246,403		
	1 労働諸費	246,391	12	246,403	一般財源	12	
6 農林水産業費			386,370	5,134	391,504		
	1 農業費		188,775	5,134	193,909		
	4 畜産業費	2,671	5,134	7,805	一般財源	5,134	
8 土木費			6,760,548	414,541	7,175,089		
	2 道路橋りょう費		1,186,792	342,242	1,529,034		
	2 道路維持費	172,612	335,675	508,287	国庫支出金	164,312	

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	227	60 新型コロナウイルス感染症対策事業費	2,462
1 消耗品費	227		
13 委託料	1,515		
19 負担金補助及び交付金	720		
11 需用費	50	90 太陽光発電設備普及啓発基金積立金	372
1 消耗品費	50	150 新型コロナウイルス感染症対策事業費	50
25 積立金	372		
25 積立金	10,344	40 ごみ減量化・資源化基金積立金	10,344
11 需用費	12	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	12
1 消耗品費	12		
19 負担金補助及び交付金	5,134	40 畜産経営環境保全対策事業費	5,134
13 委託料	5,181	10 道路舗装修繕事業費	333,805

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
						地 方 債	164,300
						一般財源	7,063
		5 橋りょう維持費	0	6,567	6,567	国庫支出金	2,889
						一般財源	3,678
		4 都市計画費	3,563,581	67,888	3,631,469		
		1 都市計画総務費	3,141,071	60,570	3,201,641	国庫支出金	3,300
						地 方 債	2,900
						一般財源	54,370
		3 街路事業費	31,502	3,651	35,153	一般財源	3,651
		4 緑化推進費	38,401	3,667	42,068	そ の 他	125
						一般財源	3,542
		5 住宅費	959,238	4,411	963,649		
		1 住宅管理費	959,238	4,411	963,649	一般財源	4,411
		9 消防費	2,549,145	9,846	2,558,991		
		1 消防費	2,549,145	9,846	2,558,991		
		1 常備消防費	2,435,924	9,846	2,445,770	一般財源	9,846

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	328,624	70 幹線道路舗装修繕事業費	1,870
19 負担金補助及び交付金	1,870		
13 委託料	6,567	10 橋りょう等長寿命化推進事業費	6,567
17 公有財産購入費	6,442	50 公共下水道事業会計負担金	12,272
		60 公共下水道事業会計出資金	9,217
19 負担金補助及び交付金	44,911	80 香川駅周辺整備事業費	6,442
		90 交通政策推進事業費	32,639
		1 コミュニティバス運行事業費	32,639
24 投資及び出資金	9,217		
13 委託料	3,651	30 東海岸寒川線街路事業費	3,651
25 積立金	3,667	30 緑のまちづくり基金積立金	249
		50 森林環境譲与税基金積立金	3,418
13 委託料	4,411	50 (仮称)小和田地区市営住宅整備事業費	4,411
3 職員手当等	9,600	10 職員給与費	9,600
8 特殊勤務手当	9,600	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	246
11 需用費	246		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
10	教育費		6,365,587	62,768	6,428,355		
	1 教育総務費		1,061,833	31,668	1,093,501		
	2 事務局費		1,055,115	31,668	1,086,783	地 方 債	22,800
						一般財源	8,868
	2 小学校費		1,776,809	29,352	1,806,161		
	1 学校管理費		1,104,224	28,000	1,132,224	国庫支出金	14,000
						一般財源	14,000
	2 教育振興費		672,585	1,352	673,937	一般財源	1,352
	3 中学校費		959,800	25,656	985,456		
	1 学校管理費		595,586	16,800	612,386	国庫支出金	8,400
						一般財源	8,400
	2 教育振興費		364,214	8,856	373,070	一般財源	8,856
	5 社会教育費		2,034,095	△23,908	2,010,187		
	2 文化財保護費		1,179,765	△25,259	1,154,506	一般財源	△25,259
	3 公民館費		121,058	331	121,389	一般財源	331

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 消耗品費	246		
11 需用費	20	80 教育事務委託負担金	31,648
1 消耗品費	20	160 新型コロナウイルス感染症対策事業費	20
19 負担金補助及び交付金	31,648		
11 需用費	28,000	110 新型コロナウイルス感染症対策事業費	28,000
1 消耗品費	28,000		
22 補償補填及び賠償金	1,352	100 新型コロナウイルス感染症対策事業費	1,352
11 需用費	16,800	110 新型コロナウイルス感染症対策事業費	16,800
1 消耗品費	16,800		
22 補償補填及び賠償金	8,856	90 新型コロナウイルス感染症対策事業費	8,856
12 役務費	670	110 (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業費	△25,259
3 手数料	670		
13 委託料	△25,929		
11 需用費	331	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	331

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		4 青少年対策費	64,502	68	64,570	一般財源	68
		5 青少年施設費	50,951	358	51,309	一般財源	358
		6 図書館費	160,182	594	160,776	一般財源	594
歳 出 合 計			105,187,468	919,742	106,107,210		

教育費

(単位 千円)

節			説	明
区 分		金 額		
	1 消耗品費	331		
11	需用費	68	70 新型コロナウイルス感染症対策事業費	68
	1 消耗品費	68		
11	需用費	358	40 新型コロナウイルス感染症対策事業費	358
	1 消耗品費	358		
11	需用費	594	30 新型コロナウイルス感染症対策事業費	594
	1 消耗品費	594		

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5,484,961	12,503,706	14,757,290	
補 正 前	5,473,441	12,492,186	14,745,770	
比 較	11,520	11,520	11,520	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特殊勤務手当 (千円)		
	補正後	39,361		
	補正前	27,841		
	比 較	11,520		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5,378,509	11,308,912	13,442,740	
補 正 前	5,366,989	11,297,392	13,431,220	
比 較	11,520	11,520	11,520	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特殊勤務手当 (千円)		
	補正後	39,361		
	補正前	27,841		
	比 較	11,520		

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	11,520	そ の 他 の 増 減 分	11,520	特殊勤務手当 11,520 千円	

継 続 費 に

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商工費	1 商工費	道の駅整備推進事業	令和	千円	千円	千円	千円	千円
			2	38,300	35,000	2,900		400
			3	134,270	108,129	23,400		2,741
			4	103,287	76,137	24,400		2,750
			計	275,857	219,266	50,700		5,891

関 する 調 書

前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
				172,570	62.6
				103,287	37.4
				275,857	100.0

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館展示収蔵製作業務 委託経費	千円 278,625		千円

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
期間	金額	特定 国県支出金	特定 地方債	源 その他	
令和2年度 ┆ 令和4年度	千円 278,625	千円	千円 208,900	千円	千円 69,725

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	35,675,481	4,860,400	190,000	5,050,400	38,463,023	38,653,023
(7) 土 木	6,896,890	1,450,500	167,200	1,617,700	7,937,121	8,104,321
(10) 教 育	8,509,072	1,711,300	22,800	1,734,100	9,531,361	9,554,161
合 計	65,198,085	6,687,814	190,000	6,877,814	67,403,655	67,593,655

令和 2 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 7 号）

令和 2 年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,051 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,064,739 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		4,899,151	△59,659	4,839,492
	1 国民健康保険料	4,899,151	△59,659	4,839,492
3 県支出金		15,362,098	3,050	15,365,148
	1 県補助金	15,362,098	3,050	15,365,148
4 財産収入		32	1	33
	1 財産運用収入	32	1	33
5 繰入金		1,603,553	59,659	1,663,212
	1 一般会計繰入金	1,603,553	59,659	1,663,212
歳 入 合 計		22,061,688	3,051	22,064,739

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		6,308,239	0	6,308,239
	1 医療給付費分	4,165,879	0	4,165,879
	2 後期高齢者支援金等分	1,553,750	0	1,553,750
	3 介護納付金分	588,610	0	588,610
5 保健事業費		225,906	3,050	228,956
	2 保健事業費	27,319	3,050	30,369
6 国民健康保険運営基金		32	1	33
	1 国民健康保険運営基金	32	1	33
歳 出 合 計		22,061,688	3,051	22,064,739

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	4,899,151	△59,659	4,839,492
3 県支出金	15,362,098	3,050	15,365,148
4 財産収入	32	1	33
5 繰入金	1,603,553	59,659	1,663,212
歳入合計	22,061,688	3,051	22,064,739

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金	6,308,239	0	6,308,239
5 保健事業費	225,906	3,050	228,956
6 国民健康保険運営基金	32	1	33
歳 出 合 計	22,061,688	3,051	22,064,739

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	59,659	△59,659
3,050	0	0	0
0	0	1	0
3,050	0	59,660	△59,659

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	4,899,151	△59,659	4,839,492
1 国民健康保険料	4,899,151	△59,659	4,839,492
1 一般被保険者国民健康保険料	4,899,010	△59,659	4,839,351
3 県支出金	15,362,098	3,050	15,365,148
1 県補助金	15,362,098	3,050	15,365,148
1 保険給付費等交付金	15,362,098	3,050	15,365,148
4 財産収入	32	1	33
1 財産運用収入	32	1	33
1 利子及び配当金	32	1	33
5 繰入金	1,603,553	59,659	1,663,212
1 一般会計繰入金	1,603,553	59,659	1,663,212
1 一般会計繰入金	1,603,553	59,659	1,663,212
歳 入 合 計	22,061,688	3,051	22,064,739

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年分	△39,775	1 医療給付費分現年分	△39,775
2 後期高齢者支 援金分現年分	△17,160	1 後期高齢者支援金分現年分	△17,160
3 介護納付金分 現年分	△2,724	1 介護納付金分現年分	△2,724
1 保険給付費等 交付金	3,050	2 特別交付金	3,050
1 利子収入	1	1 利子収入	1
1 保険基盤安定 繰入金	59,659	1 保険基盤安定繰入金	59,659

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 国民健康保険事業費納付金	6,308,239	0	6,308,239		
1 医療給付費分	4,165,879	0	4,165,879		
1 一般被保険者医療給付費分	4,165,003	0	4,165,003	そ の 他	39,775
				一般財源	△39,775
2 後期高齢者支援金等分	1,553,750	0	1,553,750		
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,553,720	0	1,553,720	そ の 他	17,160
				一般財源	△17,160
3 介護納付金分	588,610	0	588,610		
1 介護納付金分	588,610	0	588,610	そ の 他	2,724
				一般財源	△2,724
5 保健事業費	225,906	3,050	228,956		
2 保健事業費	27,319	3,050	30,369		
2 病院事業費	16,700	3,050	19,750	県支出金	3,050
6 国民健康保険運営基金	32	1	33		
1 国民健康保険運営基金	32	1	33		
1 国民健康保険運営基金	32	1	33	そ の 他	1
歳 出 合 計	22,061,688	3,051	22,064,739		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及 び交付金	3,050	10 病院事業会計負担金	3,050
25 積立金	1	10 国民健康保険運営基金積立金	1

令和 2 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 7 号）

令和 2 年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 75,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,678,991 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		3,572,548	9,396	3,581,944
	1 介護保険料	3,572,548	9,396	3,581,944
3 国庫支出金		3,337,137	26,474	3,363,611
	1 国庫負担金	2,713,650	14,679	2,728,329
	2 国庫補助金	623,487	11,795	635,282
4 支払基金交付金		4,147,130	19,817	4,166,947
	1 支払基金交付金	4,147,130	19,817	4,166,947
5 県支出金		2,245,560	9,174	2,254,734
	1 県負担金	2,115,543	9,174	2,124,717
6 繰入金		2,854,823	10,139	2,864,962
	1 一般会計繰入金	2,637,867	9,175	2,647,042
	2 基金繰入金	216,956	964	217,920
歳 入 合 計		16,603,991	75,000	16,678,991

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		14,690,407	73,397	14,763,804
	1 保険給付費	14,690,407	73,397	14,763,804
5 諸支出金		39,757	1,603	41,360
	1 償還金及び還付加算金	39,229	1,603	40,832
歳 出 合 計		16,603,991	75,000	16,678,991

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料	3,572,548	9,396	3,581,944
3 国庫支出金	3,337,137	26,474	3,363,611
4 支払基金交付金	4,147,130	19,817	4,166,947
5 県支出金	2,245,560	9,174	2,254,734
6 繰入金	2,854,823	10,139	2,864,962
歳 入 合 計	16,603,991	75,000	16,678,991

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	14,690,407	73,397	14,763,804
5 諸支出金	39,757	1,603	41,360
歳 出 合 計	16,603,991	75,000	16,678,991

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
25,394	0	28,992	19,011
1,538	0	65	0
26,932	0	29,057	19,011

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料	3,572,548	9,396	3,581,944
1 介護保険料	3,572,548	9,396	3,581,944
1 被保険者保険料	3,572,548	9,396	3,581,944
3 国庫支出金	3,337,137	26,474	3,363,611
1 国庫負担金	2,713,650	14,679	2,728,329
1 介護給付費負担金	2,713,650	14,679	2,728,329
2 国庫補助金	623,487	11,795	635,282
1 調整交付金	322,272	5,065	327,337
7 災害等臨時特例補助金	0	6,730	6,730
4 支払基金交付金	4,147,130	19,817	4,166,947
1 支払基金交付金	4,147,130	19,817	4,166,947
1 介護給付費交付金	3,974,904	19,817	3,994,721
5 県支出金	2,245,560	9,174	2,254,734
1 県負担金	2,115,543	9,174	2,124,717
1 介護給付費負担金	2,115,543	9,174	2,124,717
6 繰入金	2,854,823	10,139	2,864,962
1 一般会計繰入金	2,637,867	9,175	2,647,042

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	9,396	1 現年度分	9,396
1 現年度分	14,679	1 現年度分	14,679
1 調整交付金	1,541	1 調整交付金	1,541
2 特別調整交付金	3,524	1 特別調整交付金	3,524
1 災害等臨時特例補助金	6,730	1 災害等臨時特例補助金	6,730
1 現年度分	19,817	1 現年度分	19,817
1 介護給付費負担金	9,174	1 介護給付費負担金	9,174

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	1	一般会計繰入金	2,637,867	9,175	2,647,042
	2	基金繰入金	216,956	964	217,920
	1	介護保険運営基金繰入金	216,956	964	217,920
歳 入 合 計			16,603,991	75,000	16,678,991

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護給付費繰入金	9,175	1 介護給付費繰入金 9,175
1 介護保険運営基金繰入金	964	1 介護保険運営基金繰入金 964

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 保険給付費	14,690,407	73,397	14,763,804		
1 保険給付費	14,690,407	73,397	14,763,804		
3 高額介護サービス費	436,843	73,397	510,240	国庫支出金	16,220
				県支出金	9,174
				そ の 他	28,992
				一般財源	19,011
5 諸支出金	39,757	1,603	41,360		
1 償還金及び還付加算金	39,229	1,603	40,832		
1 被保険者保険料還付金及び還付加算金	5,832	1,603	7,435	国庫支出金	1,538
				そ の 他	65
歳 出 合 計	16,603,991	75,000	16,678,991		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	73,397	10 高額介護サービス費	73,397
23 償還金利子及び割引料	1,603	10 被保険者保険料還付金及び還付加算金	1,603

令和 2 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度茅ヶ崎市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,442 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 259,054 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		181,280	6,442	187,722
	1 財産売払収入	181,280	6,442	187,722
歳 入 合 計		252,612	6,442	259,054

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		9,294	154	9,448
	1 総務管理費	9,294	154	9,448
2 公債費		243,318	6,288	249,606
	1 公債費	243,318	6,288	249,606
歳 出 合 計		252,612	6,442	259,054

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入	181,280	6,442	187,722
歳 入 合 計	252,612	6,442	259,054

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	9,294	154	9,448
2 公債費	243,318	6,288	249,606
歳 出 合 計	252,612	6,442	259,054

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	154	0
0	0	6,288	0
0	0	6,442	0

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		181,280	6,442	187,722
1 財産売払収入		181,280	6,442	187,722
1 不動産売払収入		181,280	6,442	187,722
歳 入 合 計		252,612	6,442	259,054

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 土地売却収入	6,442	1 土地売却収入	6,442

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	9,294	154	9,448		
1 総務管理費	9,294	154	9,448		
1 一般管理費	9,294	154	9,448	そ の 他	154
2 公債費	243,318	6,288	249,606		
1 公債費	243,318	6,288	249,606		
1 元金	240,811	6,287	247,098	そ の 他	6,287
2 利子	2,485	1	2,486	そ の 他	1
歳 出 合 計	252,612	6,442	259,054		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰出金	154	10 一般会計繰出金 154
23 償還金利子及 び割引料	6,287	10 市債償還金 6,287
23 償還金利子及 び割引料	1	10 市債利子 1

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	564,960	240,811	6,287	247,098	324,149	317,862
(1) 公共用地	564,960	240,811	6,287	247,098	324,149	317,862
合 計	564,960	240,811	6,287	247,098	324,149	317,862

令和2年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和2年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良費			
管渠建設事業費	964,113千円	109,208千円	1,073,321千円
相模川流域下水道建設費負担金	92,443千円	11,377千円	103,820千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 公共下水道事業収益	5,681,462千円	19,272千円	5,700,734千円
第1項 営業収益	4,203,022千円	12,272千円	4,215,294千円
第2項 営業外収益	1,476,284千円	7,000千円	1,483,284千円
支出			
第1款 公共下水道事業費用	5,256,099千円	19,272千円	5,275,371千円
第1項 営業費用	4,615,266千円	19,272千円	4,634,538千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,971,586千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「不足する額1,976,754千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	1,737,917千円	115,417千円	1,853,334千円
第1項 企業債	1,153,200千円	74,200千円	1,227,400千円
第2項 出資金	245,862千円	9,217千円	255,079千円
第4項 補助金	102,779千円	32,000千円	134,779千円

支出

第1款 資本的支出	3,709,503千円	120,585千円	3,830,088千円
第1項 建設改良費	1,204,551千円	120,585千円	1,325,136千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公 共 下 水 道 整 備 事 業	659,500	722,400
流 域 下 水 道 整 備 事 業	92,400	103,700
計	1,153,200	1,227,400

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和2年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 公共下水道事業収益			5,681,462	19,272	5,700,734	
	1 営業収益		4,203,022	12,272	4,215,294	
		2 他会計負担金	1,313,613	12,272	1,325,885	
	2 営業外収益		1,476,284	7,000	1,483,284	
		5 補助金	0	7,000	7,000	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 公共下水道事業費用			5,256,099	19,272	5,275,371	
	1 営業費用		4,615,266	19,272	4,634,538	
		2 ポンプ場費	210,176	19,272	229,448	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			1,737,917	115,417	1,853,334	
	1 企業債		1,153,200	74,200	1,227,400	
		1 下水道債	1,153,200	74,200	1,227,400	
	2 出資金		245,862	9,217	255,079	
		1 他会計出資金	245,862	9,217	255,079	
	4 補助金		102,779	32,000	134,779	
		1 国庫補助金	102,779	32,000	134,779	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			3,709,503	120,585	3,830,088	
	1 建設改良費		1,204,551	120,585	1,325,136	
		1 管渠建設事業費	964,113	109,208	1,073,321	
		3 相模川流域下水道建設費負担金	92,443	11,377	103,820	

令和２年度茅ヶ崎市公共下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
１ 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	369,160		369,160
減価償却費	2,642,768		2,642,768
退職給付引当金の増減額（△は減少）	6,349		6,349
賞与引当金の増減額（△は減少）	54		54
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 382		△ 382
長期前受金戻入額	△ 1,117,316		△ 1,117,316
受取利息及び受取配当金	△ 301		△ 301
支払利息及び企業債取扱諸費	533,968		533,968
資産減耗費	12,000		12,000
未収金の増減額（△は増加）	△ 10,643		△ 10,643
未払金の増減額（△は減少）	35,766	△ 10,962	<u>24,804</u>
小計	2,471,423	△ 10,962	2,460,461
利息及び配当金の受取額	301		301
支払利息及び企業債取扱諸費支払額	△ 533,968		<u>△ 533,968</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,937,756	△ 10,962	1,926,794
２ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,033,415	△ 99,280	△ 1,132,695
無形固定資産の取得による支出	△ 84,039	△ 10,343	△ 94,382
有価証券の取得による支出	△ 100,000		△ 100,000
国庫補助金等による収入	107,686	32,000	139,686
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	210,588		<u>210,588</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 899,180	△ 77,623	△ 976,803
３ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	500,000		500,000
一時借入金の返済による支出	△ 500,000		△ 500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,153,200	74,200	1,227,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,404,952		△ 2,404,952
他会計からの出資による収入	245,862	9,217	<u>255,079</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,005,890	83,417	△ 922,473
資金増加額（又は減少額）	32,686	△ 5,168	27,518
資金期首残高	1,650,384		<u>1,650,384</u>
資金期末残高	1,683,070	△ 5,168	1,677,902

令和2年度茅ヶ崎市公共下水道事業補正予定貸借対照表
(令和3年3月31日)

(単位 千円)

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
資 産 の 部					
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	ア 土 地	3,219,348		3,219,348	
	イ 建 物	1,026,563	1,026,563		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 236,098	△ 236,098	790,465	
	ウ 構 築 物	78,134,568	78,134,568		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 19,023,559	△ 19,023,559	59,111,009	
	エ 機 械 及 び 装 置	7,477,609	7,477,609		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 3,694,350	△ 3,694,350	3,783,259	
	オ 車 両 及 び 運 搬 具	2,125	2,125		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 908	△ 908	1,217	
	カ 工 具、器 具 及 び 備 品	5,095	5,095		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 2,451	△ 2,451	2,644	
	キ 建 設 仮 勘 定	137,786	99,280	237,066	
	有 形 固 定 資 産 合 計			67,145,008	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	ア 地 上 権	34,810		34,810	
	イ 施 設 利 用 権	2,228,677	10,343	2,239,020	
	ウ ソ フ ト ウ エ ア	33		33	
	無 形 固 定 資 産 合 計			2,273,863	
(3)	投 資 有 価 証 券	200,000		200,000	
	イ 出 資 金 計	4,370		4,370	
	投 資 合 計			204,370	
	固 定 資 産 合 計			69,623,241	
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金	1,683,070	△ 5,168	1,677,902	
(2)	未 収 金				
	ア 営 業 未 収 金	523,377	523,377		
	貸 倒 引 当 金	△ 760	△ 760	522,617	
	イ 営 業 外 未 収 金	21,088		21,088	
	ウ そ の 他 未 収 金	0		0	
	未 収 金 合 計			543,705	
(3)	そ の 他 流 動 資 産				
	ア 前 払 費 用	16		16	
	イ 前 払 金	0		0	
	そ の 他 流 動 資 産 合 計			16	
	流 動 資 産 合 計			2,221,623	
	資 産 合 計			71,844,864	

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
負債の部					
3 固定負債	負債				
(1) 企業債	債				
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	債	26,616,514	74,200	<u>26,690,714</u>	
企業債合計	計				26,690,714
(2) 引当金	金				
ア 退職給付引当金	金	45,965		<u>45,965</u>	
引当金合計	計				<u>45,965</u>
固定負債合計	計				26,736,679
4 流動負債	負債				
(1) 企業債	債				
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	債	2,374,435		<u>2,374,435</u>	
企業債合計	計				2,374,435
(2) 未払金	金				
ア 営業未払金	金	370,707		370,707	
イ 営業外未払金	金	25,000	△ 10,962	14,038	
ウ 建設改良費未払金	金	91,157		91,157	
エ その他未払金	金	0		<u>0</u>	
未払金合計	計				475,902
(3) 引当金	金				
ア 賞与引当金	金	9,205		<u>9,205</u>	
引当金合計	計				9,205
(4) その他流動負債	負債				
ア 預り金	金	750		750	
イ 預り有価証券	証	0		<u>0</u>	
その他流動負債合計	計				<u>750</u>
流動負債合計	計				2,860,292
5 繰延収益金	金				
(1) 長期前受金	金				
ア 国県長期前受補助金	金	17,002,171	32,000	17,034,171	
イ 他会計長期前受補助金	金	7,370,342		7,370,342	
ウ その他長期前受金	金	8,067,181		<u>8,067,181</u>	
長期前受金合計	計				32,471,694
(2) 長期前受金収益化累計額	額				
ア 国県長期前受補助金累計額	額	△ 5,148,595		△ 5,148,595	
イ 他会計長期前受補助金累計額	額	△ 2,919,527		△ 2,919,527	
ウ その他長期前受金累計額	額	△ 2,318,574		<u>△ 2,318,574</u>	
長期前受金収益化累計額合計	計				<u>△ 10,386,696</u>
繰延収益金合計	計				<u>22,084,998</u>
負債合計	計				51,681,969
資本の部					
6 資本	金				
(1) 自己資本	金				
資本金合計	計	15,755,090	9,217	<u>15,764,307</u>	15,764,307
7 剰余金	金				
(1) 資本剰余金	金				
ア 受贈財産評価額	額	1,061,904		1,061,904	
イ 負担金	金	520		520	
ウ 補助金	金	2,494,989		<u>2,494,989</u>	
資本剰余金合計	計				3,557,413
(2) 利益剰余金	金				
ア 建設改良積立金	金	90,000		90,000	
イ 当年度未処分利益剰余金	金	751,175		<u>751,175</u>	
利益剰余金合計	計				<u>841,175</u>
剰余金合計	計				<u>4,398,588</u>
資本合計	計				<u>20,162,895</u>
負債資本合計	計				<u>71,844,864</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

- ・減価償却の方法
定額法による。

- ・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	28～50年
機械及び装置	6～20年
車両及び運搬具	4年
工具、器具及び備品	5年

イ 無形固定資産

- ・減価償却の方法
定額法による。

- ・主な耐用年数

地上権	5年
施設利用権	35年
ソフトウェア	5年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している（一般会計が負担すると見込まれる額を除く）。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している（一般会計が負担すると見込まれる額を除く）。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は20,003,059千円である。

3 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市公共下水道事業では、公共下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

4 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	5,154 千円
1年超	144 千円
計	5,298 千円

5 その他

(1) 賞与引当金の取り崩し

当年度において、期末勤勉手当として53,539千円を支給予定であるため、賞与引当金8,991千円を取り崩す予定である。

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下
収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 公共下水道事業収益	5,681,462	19,272	5,700,734
1 営業収益	4,203,022	12,272	4,215,294
2 他会計負担金	1,313,613	12,272	1,325,885
2 営業外収益	1,476,284	7,000	1,483,284
5 補助金	0	7,000	7,000

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 公共下水道事業費用	5,256,099	19,272	5,275,371
1 営業費用	4,615,266	19,272	4,634,538
2 ポンプ場費	210,176	19,272	229,448

水道事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 一般会計負担金	12,272	1 雨水処理負担金	12,272
1 国庫補助金	7,000	1 国庫補助金	7,000

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 委託料	19,272	20 施設管理費	19,272

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下
資 本 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	1,737,917	115,417	1,853,334
1 企業債	1,153,200	74,200	1,227,400
1 下水道債	1,153,200	74,200	1,227,400
2 出資金	245,862	9,217	255,079
1 他会計出資金	245,862	9,217	255,079
4 補助金	102,779	32,000	134,779
1 国庫補助金	102,779	32,000	134,779

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出	3,709,503	120,585	3,830,088
1 建設改良費	1,204,551	120,585	1,325,136
1 管渠建設事業費	964,113	109,208	1,073,321
3 相模川流域下水道建設費負担金	92,443	11,377	103,820

水道事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 公共下水道債	62,900	1 下水道整備事業債	62,900
1 流域下水道債	11,300	2 流域下水道整備事業債	11,300
1 一般会計出資金	9,217	1 建設改良出資金	9,217
1 公共下水道国庫補助金	32,000	1 社会資本整備総合交付金	32,000

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 委託料	51,491	10 雨水施設整備事業費	57,717
27 工事請負費	57,717	30 長寿命化事業費	21,087
		40 地震対策事業費	30,404
30 負担金	11,377	10 相模川流域下水道建設費負担金	11,377

令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第7号）

（総則）

第1条 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2） 年間患者数			
入 院	114,975人	△23,725人	91,250人
外 来	208,980人	△19,440人	189,540人
（3） 一日平均患者数			
入 院	315人	△65人	250人
外 来	860人	△80人	780人
（4） 主な建設改良事業			
施設整備	449,776千円	△20,500千円	429,276千円
資産購入	316,080千円	△40,000千円	276,080千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 病院事業収益	11,745,215千円	36,882千円	11,782,097千円
第1項 医 業 収 益	10,389,806千円	△1,238,944千円	9,150,862千円
第2項 医業外収益	1,346,335千円	1,275,826千円	2,622,161千円
支出			
第1款 病院事業費用	12,248,116千円	88,136千円	12,336,252千円
第1項 医 業 費 用	12,007,583千円	88,136千円	12,095,719千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額389,648千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「不足する額388,139千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	1,084,564千円	△58,991千円	1,025,573千円
第1項 企業債	552,500千円	△60,500千円	492,000千円
第2項 補助金	81,218千円	1,509千円	82,727千円
支出			
第1款 資本的支出	1,474,212千円	△60,500千円	1,413,712千円
第1項 建設改良費	765,856千円	△60,500千円	705,356千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第6条に定めた債務負担行為を次のとおり廃止する。

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限度額	期 間	限度額	
市立病院本館改修工事 監理業務委託経費	令和 3年度	14,600	—	—	事業計画見直しのため
市立病院本館改修工事(その2) 設計業務委託経費	令和 3年度	13,310	—	—	事業計画見直しのため

(企業債の補正)

第6条 予算第7条に定めた企業債を次のとおり変更及び廃止する。

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
医 療 機 器 購 入	97,300	57,300

廃止

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後	備考
	限度額	限度額	
市立病院本館改修工事監理業務委託	16,100	—	事業計画見直しのため
市立病院本館改修工事（その２） 設計業務委託	4,400	—	事業計画見直しのため

(棚卸資産購入限度額の補正)

第7条 予算第11条中、「2,573,211千円」を「2,661,347千円」に改める。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和２年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			11,745,215	36,882	11,782,097	
	1 医業収益		10,389,806	△ 1,238,944	9,150,862	
		1 入院収益	6,718,218	△ 1,026,562	5,691,656	
		2 外来収益	3,324,309	△ 212,382	3,111,927	
	2 医業外収益		1,346,335	1,275,826	2,622,161	
		2 補助金	40,829	1,275,826	1,316,655	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			12,248,116	88,136	12,336,252	
	1 医業費用		12,007,583	88,136	12,095,719	
		2 材料費	2,693,270	88,136	2,781,406	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			1,084,564	△ 58,991	1,025,573	
	1 企業債		552,500	△ 60,500	492,000	
		1 企業債	552,500	△ 60,500	492,000	
	2 補助金		81,218	1,509	82,727	
		1 補助金	81,218	1,509	82,727	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,474,212	△ 60,500	1,413,712	
	1 建設改良費		765,856	△ 60,500	705,356	
		1 施設整備費	449,776	△ 20,500	429,276	
		2 資産購入費	316,080	△ 40,000	276,080	

令和２年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△ 502,019	131,785	△ 370,234
減価償却費	826,353		826,353
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 55,988		△ 55,988
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 18,502		△ 18,502
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	8,765		8,765
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	△ 5,885		△ 5,885
長期前受金戻入額	△ 213,225		△ 213,225
受取利息及び受取配当金	△ 1		△ 1
支払利息	123,888		123,888
長期前払消費税勘定償却	34,345		34,345
固定資産除却費	7,000		7,000
その他特別損失	6,146		6,146
未収金の増減額 (△は増加)	△ 102,251	△ 346,043	△ 448,294
未払金の増減額 (△は減少)	223,383	88,136	311,519
棚卸資産の増減額 (△は増加)	2,000		2,000
その他流動負債の増減額 (△は減少)	<u>△ 1,060</u>		<u>△ 1,060</u>
小計	332,949	△ 126,122	206,827
利息及び配当金の受取額	1		1
利息の支払額	△ 123,888		△ 123,888
消費税及び地方消費税の支払額	<u>△ 29,400</u>		<u>△ 29,400</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	179,662	△ 126,122	53,540
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 531,865	55,000	△ 476,865
無形固定資産の取得による支出	△ 12,600		△ 12,600
長期貸付金の投資による支出 (看護師等奨学金)	△ 12,600		△ 12,600
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△ 4,200		△ 4,200
その他投資の返還による収入	1,400		1,400
国庫補助金等による収入	81,218	50	81,268
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>449,446</u>		<u>449,446</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 29,201	55,050	25,849
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	552,500	△ 60,500	492,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 691,556		△ 691,556
リース債務返済による支出	<u>△ 132,047</u>		<u>△ 132,047</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 271,103	△ 60,500	△ 331,603
資金増加額 (又は減少額)	△ 120,642	△ 131,572	△ 252,214
資金期首残高	<u>1,612,734</u>		<u>1,612,734</u>
資金期末残高	1,492,092	△ 131,572	1,360,520

令和2年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和3年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	18,152,748		18,152,748
減価償却累計額	△ 10,385,578		<u>△ 10,385,578</u>
ウ 構 築 物	185,241		185,241
減価償却累計額	△ 172,654		<u>△ 172,654</u>
エ 器 械 備 品	4,734,910	△ 36,364	4,698,546
減価償却累計額	△ 3,632,249		<u>△ 3,632,249</u>
オ 車 両	5,749		5,749
減価償却累計額	△ 5,463		<u>△ 5,463</u>
カ リース資産	645,782		645,782
減価償却累計額	△ 536,886		<u>△ 536,886</u>
キ 建 設 仮 勘 定	267,819	△ 18,636	249,183
有形固定資産合計			9,540,683
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	127,400		<u>127,400</u>
無形固定資産合計			129,203
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	62,104		62,104
イ 長 期 前 払 消 費 税	66,174		66,174
ウ そ の 他 投 資	10,596		<u>10,596</u>
投資その他の資産合計			<u>138,874</u>
固定資産合計			9,808,760
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	1,492,092	△ 131,572	1,360,520
(2) 未 収 金	1,854,041	346,043	2,200,084
貸倒引当金	△ 107,847		<u>△ 107,847</u>
(3) 貯 蔵 品	90,103		<u>90,103</u>
流動資産合計			<u>3,542,860</u>
資産合計			<u>13,351,620</u>

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
負 債 の 部					
3	固 定 負 債				
(1)	企 業 債				
	ア 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	7,803,905	△ 60,500	<u>7,743,405</u>	
	企 業 債 合 計				7,743,405
(2)	リ ー ス 債	32,109			32,109
(3)	引 当 金				
	ア 退職給付引当金	1,781,729		<u>1,781,729</u>	
	引 当 金 合 計				<u>1,781,729</u>
	固 定 負 債 合 計				9,557,243
4	流 動 負 債				
(1)	企 業 債				
	ア 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	701,731		<u>701,731</u>	
	企 業 債 合 計				701,731
(2)	リ ー ス 債	85,930			85,930
(3)	未 払 金	751,226	88,136		839,362
(4)	引 当 金				
	ア 賞与引当金	281,751		281,751	
	イ 修繕引当金	1		1	
	ウ その他引当金	56,795		<u>56,795</u>	
	引 当 金 合 計				338,547
(5)	そ の 他 流 動 負 債				
	ア 預 り 金	41,062		<u>41,062</u>	
	そ の 他 流 動 負 債 合 計				<u>41,062</u>
	流 動 負 債 合 計				2,006,632
5	繰 延 収 益				
(1)	長 期 前 受 金				
	ア 補 助 金	734,625	50	734,675	
	イ 一 般 会 計 繰 入 金	5,600,357		5,600,357	
	ウ そ の 他				
	長 期 前 受 金 合 計				6,335,032
(2)	収 益 化 累 計 額				
	ア 補 助 金	△ 335,566		△ 335,566	
	イ 一 般 会 計 繰 入 金	△ 5,005,304		△ 5,005,304	
	ウ そ の 他				
	収 益 化 累 計 額 合 計				<u>△ 5,340,870</u>
	繰 延 収 益 合 計				994,162
	負 債 合 計				<u>12,558,037</u>
資 本 の 部					
6	資 本	5,383,112			5,383,112
7	剰 余 金				
(1)	資 本 剰 余 金				
	ア 受 贈 財 産 評 価 額	320		320	
	イ 寄 附 金	20,811		20,811	
	ウ 補 助 金	219,150		219,150	
	エ その他資本剰余金	1,538,910		<u>1,538,910</u>	
	資 本 剰 余 金 合 計				1,779,191
(2)	欠 損				
	ア 当年度未処理欠損金	6,500,505	△ 131,785	<u>6,368,720</u>	
	欠 損 金 合 計				<u>6,368,720</u>
	剰 余 金 合 計				<u>△ 4,589,529</u>
	資 本 合 計				793,583
	負 債 資 本 合 計				<u>13,351,620</u>

令和 2 年 度 茅 ヶ 崎 市 病 院
収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病 院 事 業 収 益	11,745,215	36,882	11,782,097
1 医 業 収 益	10,389,806	△ 1,238,944	9,150,862
1 入 院 収 益	6,718,218	△ 1,026,562	5,691,656
2 外 来 収 益	3,324,309	△ 212,382	3,111,927
2 医 業 外 収 益	1,346,335	1,275,826	2,622,161
2 補 助 金	40,829	1,275,826	1,316,655

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病 院 事 業 費 用	12,248,116	88,136	12,336,252
1 医 業 費 用	12,007,583	88,136	12,095,719
2 材 料 費	2,693,270	88,136	2,781,406

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 入 院 収 益	△ 1,026,562	(年間患者数 91,250 人) (1 人 1 日 平均 収入 61,200 円)
1 外 来 収 益	△ 212,382	(年間患者数 189,540 人) (1 人 1 日 平均 収入 16,300 円)
1 国 庫 補 助 金	3,000	特 別 調 整 交 付 金
2 県 補 助 金	1,272,826	神奈川県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援補助金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 薬 品 費	88,136	

資 本 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 の 収 入	1,084,564	△ 58,991	1,025,573
1 企 業 債	552,500	△ 60,500	492,000
1 企 業 債	552,500	△ 60,500	492,000
2 補 助 金	81,218	1,509	82,727
1 補 助 金	81,218	1,509	82,727

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 の 支 出	1,474,212	△ 60,500	1,413,712
1 建 設 改 良 費	765,856	△ 60,500	705,356
1 施 設 整 備 費	449,776	△ 20,500	429,276
2 資 産 購 入 費	316,080	△ 40,000	276,080

及 び 支 出

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 企 業 債	△ 60,500	市立病院本館改修工事監理業務委託 △ 16,100 市立病院本館改修工事（その2） 設計業務委託 △ 4,400 医 療 機 器 購 入 △ 40,000
1 国 庫 補 助 金	24,050	インフルエンザ流行期における 新型コロナウイルス感染症 疑い患者を受け入れる 救急・周産期・小児医療機関 体制確保事業補助金ほか 24,050
2 県 補 助 金	△ 22,541	神奈川県新型コロナウイルス感染症 △ 22,541 緊急包括支援補助金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 委 託 料	△ 20,500	市立病院本館改修工事監理業務委託 △ 16,100 市立病院本館改修工事（その2） 設計業務委託 △ 4,400
1 資 産 購 入 費	△ 40,000	△ 40,000

茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する条例（昭和39年茅ヶ崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「2通」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、公職選挙法の改正に鑑み茅ヶ崎市議会議員選挙及び茅ヶ崎市長選挙における選挙公報の掲載文を電磁的記録で作成することができることとするに伴い、規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年茅ヶ崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教科用図書採択検討委員会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額	6, 000 円
-----------	----	----------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会の設置に伴い、茅ヶ崎市学校運営協議会の委員の報酬の額を定めるため提案する。

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員給与条例（昭和 26 年茅ヶ崎市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 3 の表 3 級の項中「副科部長」の次に「又は副救急医療部長」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、副救急医療部長の職を設置することに伴い、同職の職務の級の基準を定めるため提案する。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成 28 年茅ヶ崎市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部改正)

第 2 条 茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例（令和 2 年茅ヶ崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部改正)

第 3 条 茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和 34 年茅ヶ崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の145の項及び146の項を次のように改める。

145 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項、148の項、149の項、155の項、156の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項、次項、148の項及び149の項において同じ。）の認定の申請 34,000円 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、次項、148の項及び149の項において同じ。）の住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分をいう。以下この項、次項、148の項及び149の項において同じ。）の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。） 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数（以下この項及び次項において「申請戸数」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 申請戸数が1戸の共同住宅等 34,000円 イ 申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 69,000円 ウ 申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 97,000円 エ 申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 140,000円 オ 申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 200,000円 カ 申請戸数が50戸を超え100戸以内の共	
---	--	--

同住宅等 280,000円

キ 申請戸数が100戸を超え200戸以内の
共同住宅等 380,000円

ク 申請戸数が200戸を超え300戸以内の
共同住宅等 500,000円

ケ 申請戸数が300戸を超える共同住宅等
590,000円

(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項、
148の項及び149の項において同じ。）の
認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合
におけるものを含む。） 次に掲げる当該申請
に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額を合計した金額

ア 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住
宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定
める金額

(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 34,000円

(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅
等 69,000円

(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住
宅等 97,000円

(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同
住宅等 140,000円

(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同
住宅等 200,000円

(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共
同住宅等 280,000円

(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の
共同住宅等 380,000円

(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の
共同住宅等 500,000円

(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等
590,000円

イ 共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、148の項及び149の項において同じ。） 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 110,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 180,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 280,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 360,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 430,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 500,000円

ウ 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、148の項及び149の項において同じ。）

次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 240,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 300,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 380,000円

	(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 550,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 670,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 790,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 900,000円	
146 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅の認定の申請 4,900円 (2) 共同住宅等の住宅部分の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。） 次に掲げる申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 申請戸数が1戸の共同住宅等 4,900円 イ 申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 9,600円 ウ 申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 16,000円 エ 申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 27,000円 オ 申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 45,000円 カ 申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 81,000円 キ 申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 130,000円 ク 申請戸数が200戸を超え300戸以内の	

共同住宅等 160,000円

ケ 申請戸数が300戸を超える共同住宅等

170,000円

(3) 一の建築物の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。） 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 4,900円

(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 9,600円

(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 16,000円

(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 27,000円

(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 45,000円

(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 81,000円

(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 130,000円

(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 160,000円

(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 170,000円

イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 9,600円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物

	27,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 81,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 130,000円 (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 160,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 200,000円 ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 9,600円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 17,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 27,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 81,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 130,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 160,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 200,000円	
--	---	--

別表第1の148の項及び149の項を次のように改める。

148 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅の変更の認定の申請 17,000円 (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の変更の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。） 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更の認定について同時に申請された住戸の数（以下この項及び次項において「変更申請戸数」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 変更申請戸数が1戸の共同住宅等 17,000円 イ 変更申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 34,500円 ウ 変更申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 48,500円 エ 変更申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 70,000円 オ 変更申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 100,000円 カ 変更申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 140,000円 キ 変更申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 190,000円 ク 変更申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 250,000円 ケ 変更申請戸数が300戸を超える共同住宅等 295,000円 (3) 一の建築物の変更の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。） 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額	
--	--	--

ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 17,000円

(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 34,500円

(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 48,500円

(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 70,000円

(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 100,000円

(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 140,000円

(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 190,000円

(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 250,000円

(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 295,000円

イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 55,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 90,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 140,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物

180,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル
を超え25,000平方メートル以内の建築
物 215,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル
を超える建築物 250,000円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲
げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の
建築物 120,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え
1,000平方メートル以内の建築物 15
0,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを
超え2,000平方メートル以内の建築物
190,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを
超え5,000平方メートル以内の建築物
275,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを
超え10,000平方メートル以内の建築物
335,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル
を超え25,000平方メートル以内の建築
物 395,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル
を超える建築物 450,000円

エ 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用
部分又は非住宅部分 145の項(3)に定める
金額(この場合において、同項(3)中「総戸数」
とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」と
あるのは「追加する床面積」と読み替えるもの
とする。)

149 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅の変更の認定の申請 2,450円 (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の変更の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。） 次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 変更申請戸数が1戸の共同住宅等 2,450円 イ 変更申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 4,800円 ウ 変更申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 8,000円 エ 変更申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 13,500円 オ 変更申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 22,500円 カ 変更申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 40,500円 キ 変更申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 65,000円 ク 変更申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 80,000円 ケ 変更申請戸数が300戸を超える共同住宅等 85,000円 (3) 一の建築物の変更の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。） 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
--	--	--

- (ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 2, 450円
- (イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 4, 800円
- (ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 8, 000円
- (エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 13, 500円
- (オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 22, 500円
- (カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 40, 500円
- (キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 65, 000円
- (ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 80, 000円
- (ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 85, 000円

イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 4, 800円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 13, 500円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 40, 500円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 65, 000円
- (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 80, 000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 100,000円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 4,800円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 8,500円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 13,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 40,500円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 65,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 80,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 100,000円

エ 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分 146の項(3)に定める金額(この場合において、同項(3)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。)

別表第1の152の項から161の項までを次のように改める。

152 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年^{経済産業省}令第1号）^{国土交通省}第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この項から155の項までにおいて同じ。）以外の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 290,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物をいう。以下この項から154の項までにおいて同じ。）に係るものにあつては、110,000円） イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、150,000円） ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、240,000円） エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、310,000円） オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、370,000
---	---

	円) カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円(一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、440,000円) (2) 工場等 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 31,000円(一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、26,000円) イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 43,000円(一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、38,000円) ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円(一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、95,000円) エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 150,000円(一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、140,000円) オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 190,000円(一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、180,000円) カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 230,000円(一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、220,000円)	
153 建築物のエネルギー消費性	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定め	

能の向上に関する法律第12条第
2項又は第13条第3項の規定に
基づく建築物エネルギー消費性能
確保計画の変更に係る建築物エネ
ルギー消費性能適合性判定

る金額

(1) 工場等以外の建築物 次に掲げる建築物の区分
に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以上1,
000平方メートル未満の建築物 145, 0
00円 (一次エネルギー消費量モデル建築物に
係るものにあつては、55, 000円)

イ 床面積の合計が1, 000平方メートル以上
2, 000平方メートル未満の建築物 185,
000円 (一次エネルギー消費量モデル建築物
に係るものにあつては、75, 000円)

ウ 床面積の合計が2, 000平方メートル以上
5, 000平方メートル未満の建築物 265,
000円 (一次エネルギー消費量モデル建築物
に係るものにあつては、120, 000円)

エ 床面積の合計が5, 000平方メートル以上
10, 000平方メートル未満の建築物 32
5, 000円 (一次エネルギー消費量モデル建
築物に係るものにあつては、155, 000円)

オ 床面積の合計が10, 000平方メートル以
上25, 000平方メートル未満の建築物 3
85, 000円 (一次エネルギー消費量モデル
建築物に係るものにあつては、185, 000
円)

カ 床面積の合計が25, 000平方メートル以
上の建築物 435, 000円 (一次エネルギ
ー消費量モデル建築物に係るものにあつては、
220, 000円)

(2) 工場等 次に掲げる建築物の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以上1,
000平方メートル未満の建築物 15, 50
0円 (一次エネルギー消費量モデル建築物に係
るものにあつては、13, 000円)

	イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 21,500円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、19,000円） ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 50,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、47,500円） エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 75,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、70,000円） オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 95,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、90,000円） カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 115,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、110,000円）	
154 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第2項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の申請に対する審査又は同法第13条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第2項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の求めに対する審査	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 (1) 工場等以外の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 145,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、55,000円） イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 185,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、75,000円） ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上	

5,000平方メートル未満の建築物 265,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、120,000円）

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 325,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、155,000円）

オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 385,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、185,000円）

カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 435,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、220,000円）

(2) 工場等 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 15,500円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、13,000円）

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 21,500円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、19,000円）

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 50,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、47,500円）

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 75,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、70,000円）

	オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 95,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、90,000円） カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 115,000円（一次エネルギー消費量モデル建築物に係るものにあつては、110,000円）	
155 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて同じ。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 120,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 200,000円	

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 280,000円

イ 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて同じ。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 230,000円（誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同省令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、同省令第10条第1号ロ(2)）又は同省令第10条第3号ロに定める基準をいう。以下この項及び158の項において同じ。）に適合するものにあっては、87,000円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 290,000円（誘導基準に適合するものにあっては、110,000円）

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円（誘導基準に適合するものにあっては、150,000円）

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円（誘導基準に適合するものにあっては、240,000円）

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円（誘導基準に適合するものにあっては、310,000円）

	(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円（誘導基準に適合するものにあつては、370,000円） (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円（誘導基準に適合するものにあつては、440,000円） (3) 2以上の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、158の項及び159の項において同じ。） 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ定める金額を合計した金額 ア 申請に係る建築物 (1) 又は(2) に定める金額 イ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。） (1) 又は(2) に定める金額 ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） 次項(1) 又は(2) に定める金額	
156 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 4,700円	

ギー消費性能向上計画（同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

(2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 住宅部分 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 20,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 45,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 81,000円

イ 非住宅部分 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 16,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 27,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 80,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 130,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物

	160,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 200,000円 (3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 申請に係る建築物 (1) 又は(2) に定める金額 イ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。） 前項(1) 又は(2) に定める金額 ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） (1) 又は(2) に定める金額	
157 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる金額を合計した金額 ア 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 10,000円 (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 18,000円	床面積の合計は、規則で定めるところにより計算する。

又は同法第36条第1項の規定に
基づく建築物エネルギー消費性能
向上計画の変更の認定の申請に対
する審査

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え
200平方メートル以内の建築物 28,0
00円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え
500平方メートル以内の建築物 36,0
00円

(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え
1,000平方メートル以内の建築物 66,
000円

(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを
超え2,000平方メートル以内の建築物
93,000円

(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを
超え5,000平方メートル以内の建築物
160,000円

(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを
超え10,000平方メートル以内の建築物
280,000円

(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートル
を超え30,000平方メートル以内の建築
物 370,000円

(コ) 床面積の合計が30,000平方メートル
を超え50,000平方メートル以内の建築
物 460,000円

(サ) 床面積の合計が50,000平方メートル
を超える建築物 900,000円

イ 155の項、前項、次項又は159の項に定
める金額

(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が
含まれる場合 (1) に定める金額に、次に掲げる
場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加
算して得た金額

ア 昇降機を設置する場合 (イに掲げる場合を除
く。) 昇降機1基につき17,000円 (小

	荷物専用昇降機にあつては、8,000円) イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円(小荷物専用昇降機にあつては、5,000円)	
158 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。)の認定の申請に対する審査(同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 既に計画の認定を受けた建築物の住宅部分 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 34,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 60,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 140,000円 イ 既に計画の認定を受けた建築物の非住宅部分 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 115,000円（誘導基準に適合するものにあつては、43,500円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 145,000円（誘導基準に適合するものにあつては、55,000円）

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 185,000円（誘導基準に適合するものにあつては、75,000円）

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 265,000円（誘導基準に適合するものにあつては、120,000円）

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 325,000円（誘導基準に適合するものにあつては、155,000円）

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 385,000円（誘導基準に適合するものにあつては、185,000円）

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 435,000円（誘導基準に適合するものにあつては、220,000円）

ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 155の項(2)に定める金額(この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。)

(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1) 又は(2) に定める金額

イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。)

(1) 又は(2) に定める金額

ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)

次項(1) 又は(2) に定める金額

エ 新たに計画に追加する建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) 155の項(1) 又は(2) に定める金額

オ 新たに計画に追加する建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。) 156の項(1) 又は(2) に定める金額

159 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 一戸建ての住宅 2,350円
- (2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 既に計画の認定を受けた建築物の住宅部分

次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4,700円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 10,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 22,500円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 40,500円

イ 既に計画の認定を受けた建築物の非住宅部分

次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4,700円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 8,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 13,500円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 40,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以

上10,000平方メートル未満の建築物
65,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル
以上25,000平方メートル未満の建築物
80,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル
以上の建築物 100,000円

ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 1
56の項(2)に定める金額(この場合において、
同項(2)中「床面積」とあるのは「追加する床
面積」と読み替えるものとする。)

(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物につい
て、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額を合計した金額

ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消
費性能に変更が生じるもの (1)又は(2)に定
める金額

イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築
物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合
していることにつき、あらかじめ登録住宅性能
評価機関等による審査を受けたものを除く。)

前項(1)又は(2)に定める金額

ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築
物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合
していることにつき、あらかじめ登録住宅性能
評価機関等による審査を受けたものに限る。)

(1)又は(2)に定める金額

エ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネ
ルギー消費性能の向上に関する法律第35条第
1項第4号に掲げる基準に適合していることに

	つき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) 155の項(1)又は(2)に定める金額 オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。) 156の項(1)又は(2)に定める金額	
160 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物(同法第34条第1項の認定(同法第36条第1項の変更の認定を含む。次項において同じ。))を受けた同法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(変更があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。))若しくは同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の認定(同法第55条第1項の変更の認定を含む。次項において同じ。))を受けた同法第53条第1項に規	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準に係るものにあつては、17,000円) イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円(アに規定する基準に係るものにあつては、19,000円) (2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 住宅部分 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円((1)アに規定する	

定する低炭素建築物新築等計画
(変更があったときは、その変更
後のもの。次項において同じ。)
に基づき建築が行われた建築物又
は建築物のエネルギー消費性能の
向上に関する法律第2条第1条第
3号に規定する建築物エネルギー
消費性能基準に適合していること
につき、あらかじめ登録住宅性能
評価機関等による審査を受けた住
宅若しくは登録住宅性能評価機関
から住宅性能評価書が交付された
住宅を除く。)が建築物エネルギー
消費性能基準に適合している旨
の認定の申請に対する審査

基準に係るものにあつては、33,000円)

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満の建築物 12
0,000円 ((1) アに規定する基準に係る
ものにあつては、57,000円)
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以
上5,000平方メートル未満の建築物 2
00,000円 ((1) アに規定する基準に係
るものにあつては、100,000円)
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以
上の建築物 280,000円 ((1) アに規
定する基準に係るものにあつては、160,
000円)

イ 非住宅部分 次に掲げる床面積の区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の
建築物 230,000円 (建築物エネルギー
消費性能基準等を定める省令第1条第1項
第1号ロに規定する基準に係るものにあつて
は、87,000円)
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満の建築物 29
0,000円 ((ア) に規定する基準に係るも
のにあつては、110,000円)
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以
上2,000平方メートル未満の建築物 3
70,000円 ((ア) に規定する基準に係る
ものにあつては、150,000円)
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以
上5,000平方メートル未満の建築物 5
30,000円 ((ア) に規定する基準に係る
ものにあつては、240,000円)
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以
上10,000平方メートル未満の建築物

	650,000円（ア）に規定する基準に係るものにあつては、310,000円） （カ）床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円（ア）に規定する基準に係るものにあつては、370,000円） （キ）床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円（ア）に規定する基準に係るものにあつては、440,000円）	
161 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物（同法第34条第1項の認定を受けた同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画若しくは同法第2条第1条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた計画若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の認定を受けた同項に規定する低炭素建築物新築等計画に基づき建築が行われた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた住宅若しくは登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1）一戸建ての住宅 4,700円 （2）一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 住宅部分 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 （イ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 20,000円 （ウ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 45,000円 （エ）床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 81,000円 イ 非住宅部分 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 （イ）床面積の合計が300平方メートル以上	

に限る。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	1,000平方メートル未満の建築物 16,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 27,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 80,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 130,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 160,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 200,000円	
---	---	--

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現にされている一の建築物（一戸建ての住宅を除く。）に係る都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査については、改正後の別表第1の145の項、146の項、148の項及び149の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現にされている一戸建ての住宅以外の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、同法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は同法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査については、なお従前の例による。

令和３年３月１日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正により建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる特定建築物の範囲が拡大されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料の額を定める等のため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成 12 年茅ヶ崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項及び 6 の項を次のように改める。

5 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（次項に規定する場合におけるものを除く。）	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 次に掲げる営業（次項において「飲食店営業等」という。） 16,000 円 ア 飲食店営業 イ 水産製品製造業 ウ みそ又はしょうゆ製造業 エ 酒類製造業 (2) 次に掲げる営業（次項において「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等」という。） 9,600 円 ア 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 イ 食肉販売業 ウ 魚介類販売業 エ 集乳業 (3) 次に掲げる営業（次項において「魚介類競り売り営業等」という。） 21,000 円 ア 魚介類競り売り営業 イ 乳処理業 ウ 特別牛乳搾取処理業 エ 食肉処理業 オ 食品の放射線照射業 カ 乳製品製造業 キ 清涼飲料水製造業 ク 食肉製品製造業	
---	---	--

	ケ 氷雪製造業 コ 食用油脂製造業 サ そうざい製造業 シ 複合型そうざい製造業 ス 冷凍食品製造業 セ 複合型冷凍食品製造業 ソ 密封包装食品製造業 タ 添加物製造業 (4) 次に掲げる営業（次項において「菓子製造業等」という。） 14,000円 ア 菓子製造業 イ アイスクリーム類製造業 ウ 液卵製造業 エ 豆腐製造業 オ 納豆製造業 カ 麺類製造業 キ 漬物製造業 ク 食品の小分け業	
6 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（同項の許可の有効期間（5月を超えるものに限る。）の満了に際し引き続き同一の営業に係る同項の許可を受けようとする場合及び5月を超えない期間を付した同項の許可を受けようとする場合におけるものに限る。）	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 飲食店営業等 12,000円 (2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等 7,200円 (3) 魚介類競り売り営業等 15,750円 (4) 菓子製造業等 10,500円	

別表第1の165の項及び166の項を削り、同表中164の項を166の項とし、163の項を165の項とし、162の項を164の項とし、161の項の次に次の2項を加える。

162 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく農林水産物又は食品に係る輸出証明書の発行の申請に対する審査	870円	
163 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する審査	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 現地調査を行う場合 20,900円 (2) (1) 以外の場合 10,400円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査については、なお従前の例による。
- 3 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号。次項において「廃止前魚介類行商等条例」という。）第3条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査については、改正前の別表第1の166の項の規定は、令和3年11月30日までの間は、なおその効力を有する。
- 4 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前魚介類行商等条例第3条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査については、改正前の別表第1の166の項の規定は、令和6年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

- 5 前2項の場合において、これらの規定によりなお効力を有するものとされる改正前の別表第1の166の項の規定中「有効期間（5月を超えるものに限る。）」とあるのは「有効期間」と、「許可を受けようとする場合及び5月を超えない期間を付した同項の許可を受けようとする場合」とあるのは「許可を受けようとする場合」と読み替えるものとする。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、食品衛生法の改正に伴い、所要の規定を整備し、及び手数料の額を改めるとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、農林水産物又は食品に関する輸出証明書の発行等の審査について手数料を徴収するため提案する。

茅ヶ崎市証紙条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市証紙条例（平成 7 年茅ヶ崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「500 円」を「700 円」に改める。

別表中「臨時に」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項に規定する 700 円の証紙については、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市証紙条例の規定の例により販売することができる。
- 3 改正前の第 3 条第 1 項に規定する 500 円の証紙については、改正後の茅ヶ崎市証紙条例の規定にかかわらず、令和 4 年 4 月 30 日までの間は、販売し、及び使用することができる。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正により一般家庭等から排出される大型ごみ等の一般廃棄物処理手数料の額が引き上げられたことに伴い、証紙の種類を改める等のため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和 34 年茅ヶ崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 41 条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第 4 条中「地方税法」との次に「、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円」と」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 41 条第 1 項及び附則第 4 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の減額に係る基準を見直すため提案する。

茅ヶ崎市食品衛生条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市食品衛生条例（平成28年茅ヶ崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び次条」を削る。

第3条中「次に掲げる営業」を「食品販売業（法第4条第7項に規定する営業を除く。）」に改め、同条各号を削る。

第4条第1項中「市長は、」の次に「法第57条第1項及び」を加え、「（以下「届出営業
者」という。）」を削り、同条第2項及び第3項中「届出営業者」を「者」に改める。

第5条第1項中「届出営業者について」を「第3条の届出を行った者（以下「届出営業
者」という。）について」に改める。

第8条から第12条までを削り、第13条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、食品衛生法の改正により営業の届出に関する制度が創設されたことに伴い、届出をしなければならない営業の区分を改めるため提案する。

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年茅ヶ崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の次に次の 3 条を加える。

（一般廃棄物の排出方法）

第 22 条の 2 占有者等及び事業者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

- 2 占有者等及び事業者は、市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物（別表第 1 の 1 の項、2 の項、3 の項及び 4 の項第 2 号に規定する一般廃棄物を除く。）を排出するときは、規則で定める収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

（調査）

第 22 条の 3 市長は、前条の規定に違反して一般廃棄物を排出した占有者等及び事業者を特定するために必要があると認めるときは、当該一般廃棄物に関し必要な調査を行うことができる。

（改善勧告）

第 22 条の 4 市長は、第 22 条の 2 の規定に違反して一般廃棄物を排出した占有者等及び事業者に対し、排出方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第 35 条第 4 項を次のように改める。

- 4 既納の一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の全部又は一部を還付することができる。

第 35 条の次に次の 2 条を加える。

（指定収集袋の交付）

第 35 条の 2 市長は、一般廃棄物処理手数料（別表第 1 の 4 の項第 1 号及び第 4 号に規定するものに限る。次項において同じ。）をあらかじめ納付した者に指定収集袋を交付する。

- 2 市長は、前条第 3 項の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けた者に指定収集袋を交付することができる。

（規則への委任）

第 35 条の 3 前 2 条に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第 36 条第 2 項中「前条第 2 項及び第 4 項」を「第 35 条第 2 項及び前条」に改める。

別表第1中

(1) 事業活動に伴い排出されるものであってその量が 常時1日10キログラム以上のもので市が収集し、 運搬し、及び処分するもの	1キログラムに
(2) 事業活動に伴い排出されるもので規則で定める一 般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	10キログラム 0円
(3) 一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出さ れるもので市が戸別に収集するもの ア 大型ごみ（一辺の長さがおおむね50センチメ ートルを超え2メートル未満のもの（イに掲げる ものを除く。）） イ 特定大型ごみ（一辺の長さがおおむね1メー ートルを超え2メートル未満のもので規則で定めるも の） ウ 特定粗大ごみ（粗大ごみのうち一辺の長さがお おむね50センチメートル以下のもので定期の収 集により難しいものとして規則で定めるもの）	1個につき50 1個につき1, 1個につき50
(4) 一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出さ れるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接 搬入するもの ア 100キログラム未満のもの イ 100キログラムのもの ウ 100キログラムを超えるもの	1回につき60 1回につき1, 1回につき1, 10キログラム 120円を加え

つき 25 円		(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから指定収集袋を使用して排出されるもの ア 5 リットル袋 イ 10 リットル袋 ウ 20 リットル袋 エ 40 リットル袋	1 袋につ 1 袋につ 1 袋につ 1 袋につ
につき 24		(2) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので市が戸別に収集するもの ア 大型ごみ（一辺の長さがおおむね 50 センチメートルを超え 2 メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。）をいう。） イ 特定大型ごみ（一辺の長さがおおむね 1 メートルを超え 2 メートル未満のもので規則で定めるものをいう。） ウ 特定粗大ごみ（一辺の長さがおおむね 50 センチメートル以下のもので定期の収集により難しいものとして規則で定めるものをいう。）	1 個につ 1 個につ 1 個につ
0 円			
000 円			
0 円	を	(3) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの ア 100 キログラム以下のもの イ 100 キログラムを超えるもの	1 回につ 1 回につ 10 キロ 140 円
0 円		(4) 事業活動に伴い排出されるもので指定収集袋を使用して排出されるもの ア 20 リットル袋 イ 40 リットル袋	1 袋につ 1 袋につ
0 円		(5) 事業活動に伴い排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	10 キロ 0 円
200 円			
200 円に増すごとにて得た額			

き 1 0 円

き 2 0 円

き 4 0 円

き 8 0 円

き 7 0 0 円

き 1, 4 0 0 円

き 7 0 0 円

に改める。

き 1, 4 0 0 円

き 1, 4 0 0 円に
グラム増すごとに
を加えて得た額

き 1 5 0 円

き 3 0 0 円

グラムにつき 2 8

別表第2中

手数料
10キログラムにつき200円

を

費用
10キログラムにつき280円

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第35条の2の規定による指定収集袋の交付及び改正後の別表第1の4の項第1号及び第4号に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定の例により行うことができる。
- 3 改正後の別表第1の4の項第2号の規定は、施行日以後に収集の申込みがあった同号に規定する大型ごみ、特定大型ごみ及び特定粗大ごみ（以下この項において「大型ごみ等」という。）の一般廃棄物処理手数料の額について適用し、施行日前に収集の申込みがあった大型ごみ等の一般廃棄物処理手数料の額については、なお従前の例による。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、一般家庭等から排出される一般廃棄物の収集、運搬及び処理を有料化し、並びに大型ごみ等の一般廃棄物処理手数料を引き上げることにより、廃棄物の減量化及び資源化の推進並びに受益者負担の適正化を図るため提案する。

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例（平成 17 年茅ヶ崎市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 33 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、企業等の立地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税の特例の期間を延長するため提案する。

茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市建築基準条例（平成 22 年茅ヶ崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定は、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（以下この項において「特定階」という。）（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気を開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で政令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第 15 項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、適用しない。

第 22 条第 1 項第 1 号の表 100 平方メートル以内のものの項中「1.5メートル」の次に「（階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル）」を加え、同表 100 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のものの項中「2メートル」の次に「（階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル）」を加える。

第 24 条第 1 号中「ついては、2メートル」を「あつては 2メートル、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物にあつては 90センチメートル」に改める。

第 35 条第 2 項及び第 36 条第 1 項第 4 号中「1.5メートル」の次に「（階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル）」を加える。

第 41 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物における第 1 項の敷地内通路の幅は、90センチメートル以上とする。

第 58 条第 1 項中「第 41 条第 4 項」を「第 41 条第 5 項」に改める。

第 67 条第 1 項中「第 41 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 41 条第 1 項から第 4 項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年３月１日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、建築基準法施行令の改正に伴い、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物のうち、階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の建築物であって階段と階段以外の部分を区画したもの等に関する規制を緩和するため提案する。

茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例

茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年茅ヶ崎市条例
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項第 9 号を同項第 10 号とし、
同項第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の理由により受け取ることが
できないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第 14 条
第 2 項において「宅配ボックス設置部分」という。）の床面積（当該床面積が当該敷地
内の建築物の各階の床面積の合計の 100 分の 1 を超える場合においては、当該敷地
内の建築物の床面積の合計の 100 分の 1）

第 5 条第 3 項中「前項第 6 号」を「前項第 7 号」に改める。

第 6 条の見出し及び同条第 1 項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第 12 条第 2 項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第 14 条第 2 項第 1 号中「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分又は宅配ボック
ス設置部分」に改め、同項第 2 号中「及び貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分及び宅
配ボックス設置部分」に改め、同項第 3 号中「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部
分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」に、「アからオまで」を「アからカまで」に
改め、同号に次のように加える。

カ 宅配ボックス設置部分 100 分の 1

「
(1) 市道 0
121 号
線又は市

「
(1) 市道 0
121 号
線又は市
道 020
2 号線の
境界線に
あって
は、高さ
が 8 メー

別表第2 浜見平地区地区整備計画区域の項中

道020 2号線の 境界線に あつて は、高さ が8メー トル以上 の建築物 の部分は 6メート ル、それ 以外の建 築物の部 分は3メ ートル	を	トル以上 の建築物 の部分は 6メート ル、それ 以外の建 築物の部 分は3メ ートル (2) 市道2 463号 線から区 画道路第 3号まで の区間に ある水路 の境界線 にあつて は、10 メートル (3) 前2号 の境界線 以外の境 界線にあ つては、 3メート ル
--	---	--

(1) 松尾川
第一雨水
幹線及び
松尾川第

に、
「
1メートル
」を

二雨水幹
線の境界
線にあつ
ては、2
メートル
(2) 前号の
境界線以
外の境界
線にあつ
ては、1
メートル
」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎都市計画浜見平地区地区計画が変更されたことに伴い、当該地区計画の区域内における建築物の壁面の位置の制限を改める等のため提案する。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市火災予防条例（平成 4 年茅ヶ崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 第 1 項中「第 64 条第 13 号」を「第 64 条第 14 号」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第 12 号において同じ。）をいう。」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項第 14 号を同項第 18 号とし、同項第 13 号を同項第 17 号とし、同項第 12 号イ中「また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 18 条の 2 第 1 項第 12 号を同項第 16 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第 18 条の 2 第 1 項第 11 号を同項第 12 号とし、同項第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げる。

第 18 条の 2 第 1 項第 6 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「電気を動力源とする自動車等」を

「電気自動車等」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 64 条第 17 号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条第 13 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 12 号の次に次の 1 号を加える。

- (13) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第 18 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大する等のため提案する。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市介護保険条例（平成12年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「26,352円」を「17,928円」に改め、同項第2号中「40,992円」を「26,892円」に改め、同項第3号中「43,920円」を「41,832円」に改め、同項第4号中「46,848円」を「47,808円」に改め、同項第5号中「58,560円」を「59,760円」に改め、同項第6号中「67,344円」を「68,724円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、同項第7号中「73,200円」を「74,700円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号中「87,840円」を「89,640円」に改め、同号ア中「2,000,000円以上3,000,000円」を「2,100,000円以上3,200,000円」に改め、同項第9号中「93,696円」を「95,616円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第10号中「108,336円」を「110,556円」に改め、同項第11号中「122,976円」を「125,496円」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税

特別措置法」とする。

7 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

8 附則第6項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定めるため提案する。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 契約の目的 浜園橋橋りょう整備工事（下部工）
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 253,000,000円
- 4 竣工期限 令和5年3月10日
- 5 契約の相手方 亀井工業・湘南いざわ特定建設工事共同企業体
代表者 神奈川県茅ヶ崎市南湖一丁目4番25号
亀井工業株式会社
代表取締役 亀 井 信 幸

提案理由

本案は、浜園橋橋りょう整備工事（下部工）の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：浜園橋橋りょう整備工事（下部工）



工事場所：茅ヶ崎市浜之郷字西ノ谷上218番1地先～
茅ヶ崎市萩園字向田2023番2地先

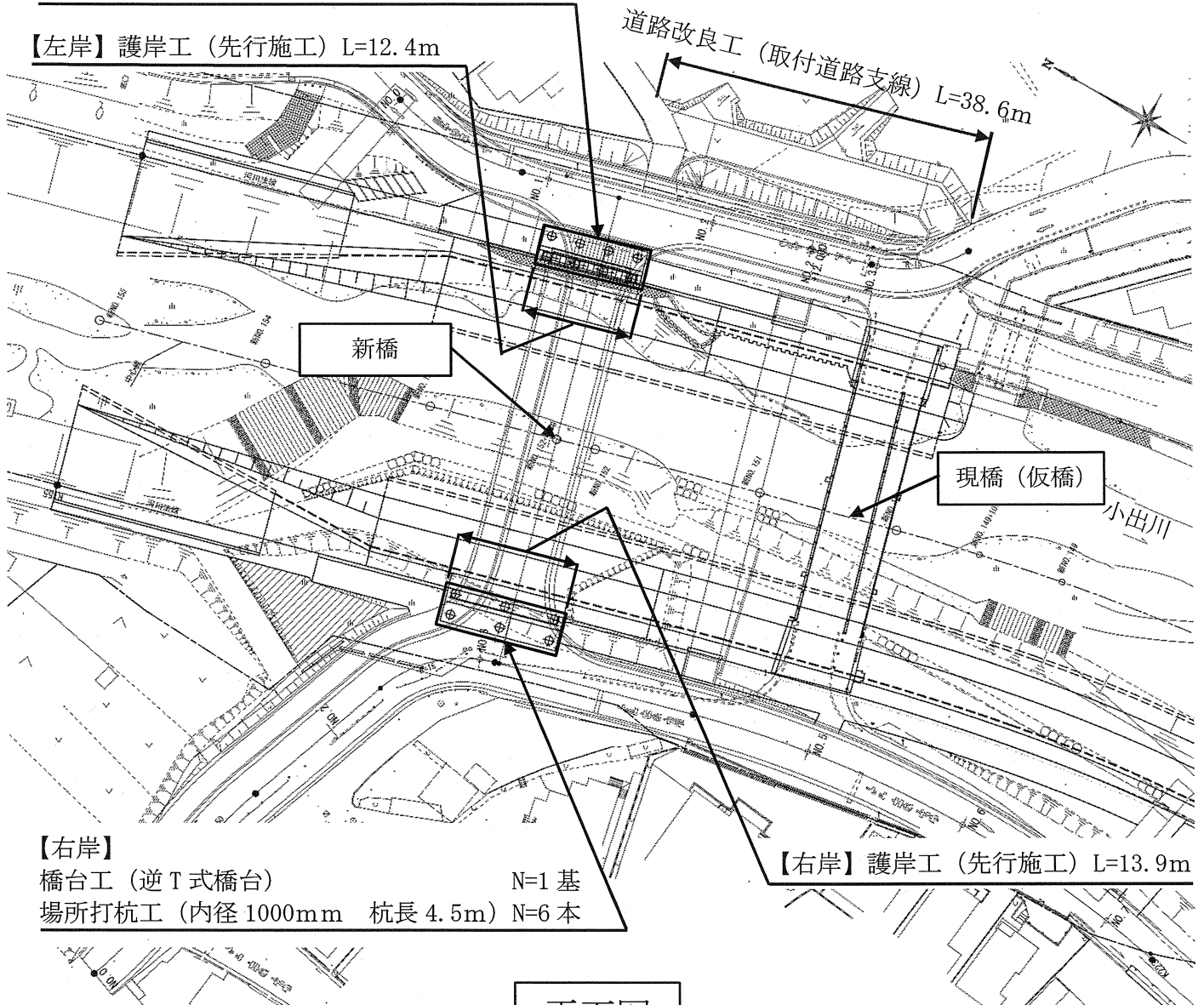
案内図

【左岸】

橋台工（逆 T 式橋台） N=1 基
場所打杭工（内径 1000mm 杭長 5.5m） N=8 本

【左岸】護岸工（先行施工） L=12.4m

道路改良工（取付道路支線） L=38.6m



【右岸】

橋台工（逆 T 式橋台） N=1 基
場所打杭工（内径 1000mm 杭長 4.5m） N=6 本

【右岸】護岸工（先行施工） L=13.9m

平面図

工事名称

浜園橋橋りょう整備工事（下部工）

工事概要

橋台工（逆 T 式橋台）	N= 2 基
場所打杭工 内径 1 0 0 0 mm	左岸（杭長 5. 5 m） N= 8 本
	右岸（杭長 4. 5 m） N= 6 本
護岸工（先行施工） 左岸	L= 1 2. 4 m
右岸	L= 1 3. 9 m
道路改良工（取付道路支線）	L= 3 8. 6 m

動産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 動 産 の 名 称 茅ヶ崎市立小中学校G I G Aスクール教員用端末等
- 2 契 約 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 49,766,530円
- 4 納 入 期 限 令和3年3月31日
- 5 契 約 の 相 手 方 神奈川県藤沢市南藤沢2番1-1号 フジサワ名店ビル
株式会社有隣堂 藤沢営業所
所長 石 井 義 孝

提案理由

本案は、茅ヶ崎市立小中学校G I G Aスクール教員用端末等の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 茅ヶ崎地区コミュニティセンター |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市元町 10 番 33 号
茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 横 森 昭 男 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎地区コミュニティセンターの指定管理者に茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 南湖会館 |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市南湖四丁目 6 番 1 号
南湖地区まちぢから協議会
会長 三 觜 健 一 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

本案は、南湖会館の指定管理者に南湖地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 高砂コミュニティセンター |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市中海岸一丁目 2 番 4 2 号
茅ヶ崎南地区まちぢから協議会
会長 倉 金 榮 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

本案は、高砂コミュニティセンターの指定管理者に茅ヶ崎南地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設 の 名 称 | 海岸地区コミュニティセンター |
| 2 | 施設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市東海岸北五丁目16番20号
海岸地区まちぢから協議会
会長 林 正 明 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、海岸地区コミュニティセンターの指定管理者に海岸地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 鶴嶺西コミュニティセンター |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市今宿 529 番地 1
鶴嶺西地区まちぢから協議会
会長 弓 達 茂 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで |

提案理由

本案は、鶴嶺西コミュニティセンターの指定管理者に鶴嶺西地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 鶴嶺東コミュニティセンター |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市西久保 180 番地
鶴嶺東地区まちぢから協議会
会長 森 谷 義 明 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで |

提案理由

本案は、鶴嶺東コミュニティセンターの指定管理者に鶴嶺東地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | コミュニティセンター湘南 |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市中島 1 6 7 0 番地
湘南地区まちぢから協議会
会長 後 藤 金 蔵 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

本案は、コミュニティセンター湘南の指定管理者に湘南地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設 の 名 称 | 小和田地区コミュニティセンター |
| 2 | 施設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市小和田二丁目1番54号
小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 島 崎 久 雄 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、小和田地区コミュニティセンターの指定管理者に小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 松浪コミュニティセンター |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市常盤町 2 番 2 号
松浪地区まちぢから協議会
会長 前 田 積 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

本案は、松浪コミュニティセンターの指定管理者に松浪地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 浜須賀会館 |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市松が丘二丁目 1 2 番 1 6 号
浜須賀会館管理運営委員会
会長 青 木 三 郎 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

本案は、浜須賀会館の指定管理者に浜須賀会館管理運営委員会を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設 の 名 称 | 小出地区コミュニティセンター |
| 2 | 施設 の 種 類 | 地域集会施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市芹沢1053番地
小出地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 矢野 福德 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、小出地区コミュニティセンターの指定管理者に小出地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設 の 名 称 | しおさい南湖 |
| 2 | 施設 の 種 類 | 老人憩の家 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市南湖四丁目6番1号
南湖地区まちぢから協議会
会長 三 觜 健 一 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、しおさい南湖の指定管理者に南湖地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施設の名称 | 萩園いこいの里 |
| 2 | 施設の種 類 | 老人憩の家 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市芹沢786番地
社会福祉法人翔の会
理事長 河内 智恵子 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで |

提案理由

本案は、萩園いこいの里の指定管理者に社会福祉法人翔の会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施設の名 称 | 浜須賀会館 |
| 2 | 施設の種 類 | 老人憩の家 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市松が丘二丁目12番16号
浜須賀会館管理運営委員会
会長 青 木 三 郎 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、浜須賀会館の指定管理者に浜須賀会館管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 皆楽荘 |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 老人憩の家 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市芹沢 1053 番地
小出地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 矢 野 福 徳 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで |

提案理由

本案は、皆楽荘の指定管理者に小出地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施設 の 名 称 | 子どもの家茅っ子(かやっこ) |
| 2 | 施設 の 種 類 | 子どもの家 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市元町10番33号
茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 横 森 昭 男 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、子どもの家茅っ子（かやっこ）の指定管理者に茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 子どもの家さんぽみち |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 子どもの家 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市西久保180番地
鶴嶺東地区まちぢから協議会
会長 森 谷 義 明 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、子どもの家さんぽみちの指定管理者に鶴嶺東地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称 | 子どもの家わくわくらんど |
| 2 施設 の 種 類 | 子どもの家 |
| 3 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市中島1670番地
湘南地区まちぢから協議会
会長 後藤 金蔵 |
| 4 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、子どもの家わくわくらんどの指定管理者に湘南地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第24.4条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 子どもの家銀河(ぎんが) |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 子どもの家 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市小和田二丁目 1 番 5 4 号
小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 島 崎 久 雄 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

本案は、子どもの家銀河（ぎんが）の指定管理者に小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 子どもの家なみっこ |
| 2 | 施 設 の 種 類 | 子どもの家 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市常盤町 2 番 2 号
松浪地区まちぢから協議会
会長 前 田 積 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

本案は、子どもの家なみっこの指定管理者に松浪地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設 の 名 称 | 子どもの家わいわいハウス |
| 2 | 施設 の 種 類 | 子どもの家 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市芹沢1053番地
小出地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 矢野 福德 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、子どもの家わいわいハウスの指定管理者に小出地区コミュニティセンター管理運営委員会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

1 訴えの相手方

- (1) 市内在住
ア（女性）
- (2) 市内在住
イ（男性）
- (3) 市内在住
ウ（男性）
- (4) 市内在住
エ（女性）
- (5) 市内在住
オ（女性）

2 事件名

瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求事件

3 請求の趣旨

- (1) アは市に対し、金 5 7, 8 5 0, 8 8 0 円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) イは市に対し、金 5 7, 8 5 0, 8 8 0 円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) ウは市に対し、金 9, 7 0 9, 0 7 3 円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (4) エは市に対し、金 9, 7 0 9, 0 7 3 円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (5) オは市に対し、金 7 6, 2 5 5, 8 6 4 円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(6) 訴訟費用は相手方らの負担とする。

(7) 仮執行宣言。

4 請求の原因の要旨

市が（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の建設用地とするために各相手方から購入した土地で建設工事を開始したところ、購入した土地の地中から石綿含有スレート、アスファルトガラ及び木くずが発見された。

（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業を進めるためにはこれらの地中障害物を処分しなければならず、各相手方から購入した土地には瑕疵があるといえるため、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求として、3（1）ないし（5）記載の金額を各相手方に対し請求するものである。

5 訴訟遂行の方針

訴訟遂行上必要がある場合は、訴えの追加その他の変更をすることができる。

判決の結果、必要がある場合は上訴することができる。

提案理由

本案は、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案する。

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

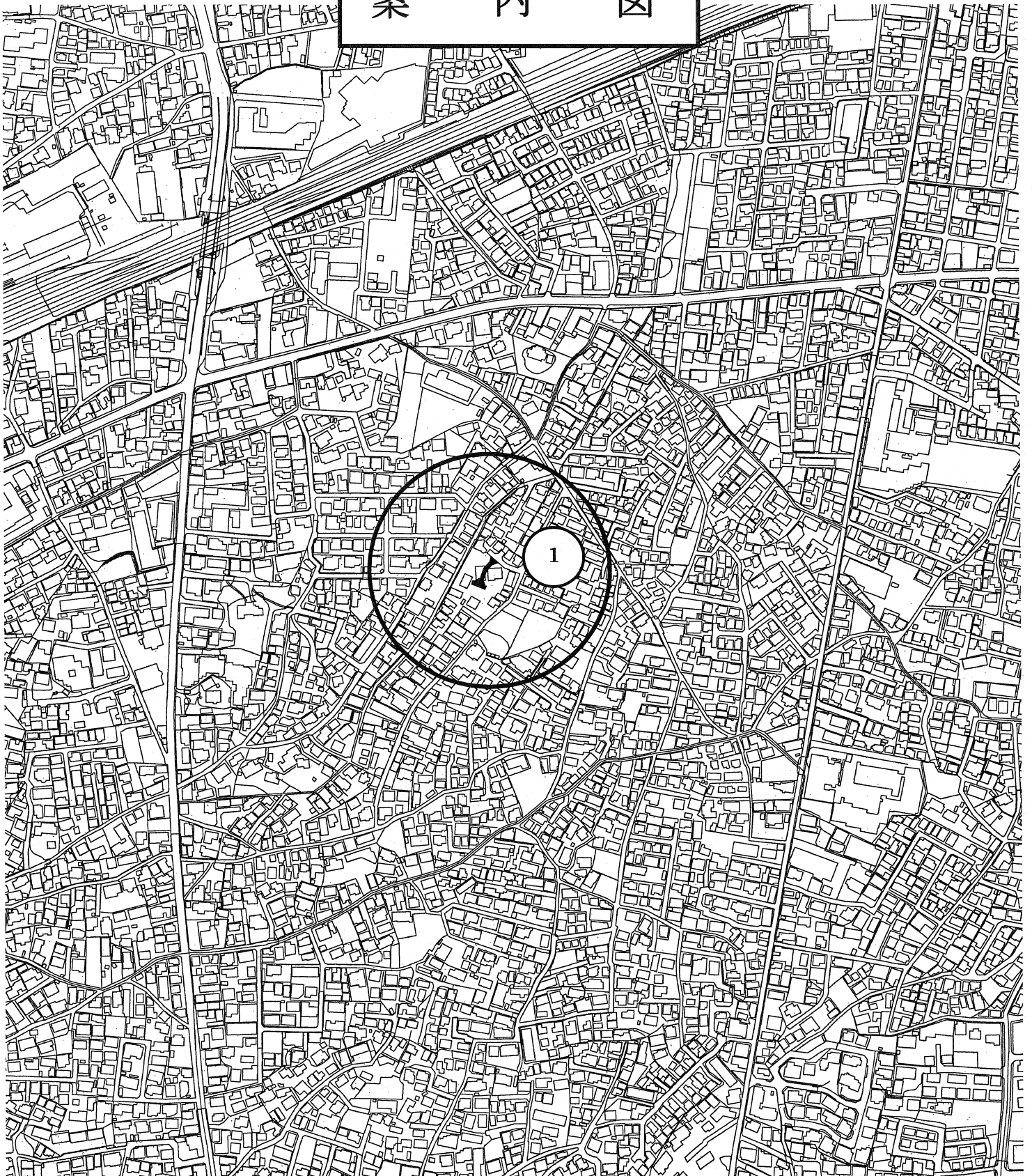
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1 9 5 1 号線	東 海 岸 北 四 丁 目 7 0 6 0 番 4 地 先	東 海 岸 北 四 丁 目 7 0 6 1 番 1 地 先	m 37.44	m 4.21

提案理由

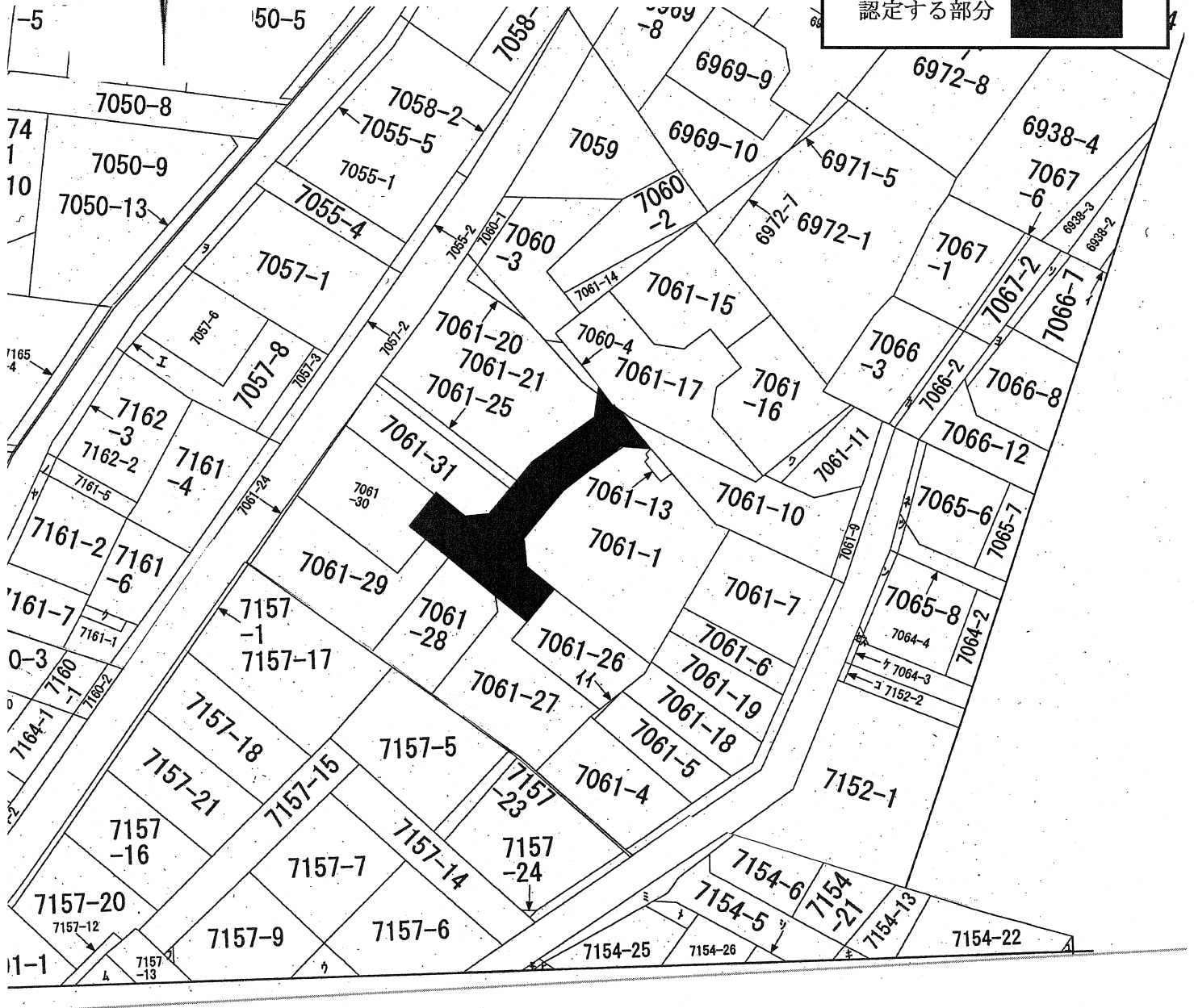
本案は、株式会社ディーシーが造成し、令和 2 年 1 0 月 2 3 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号①1951号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

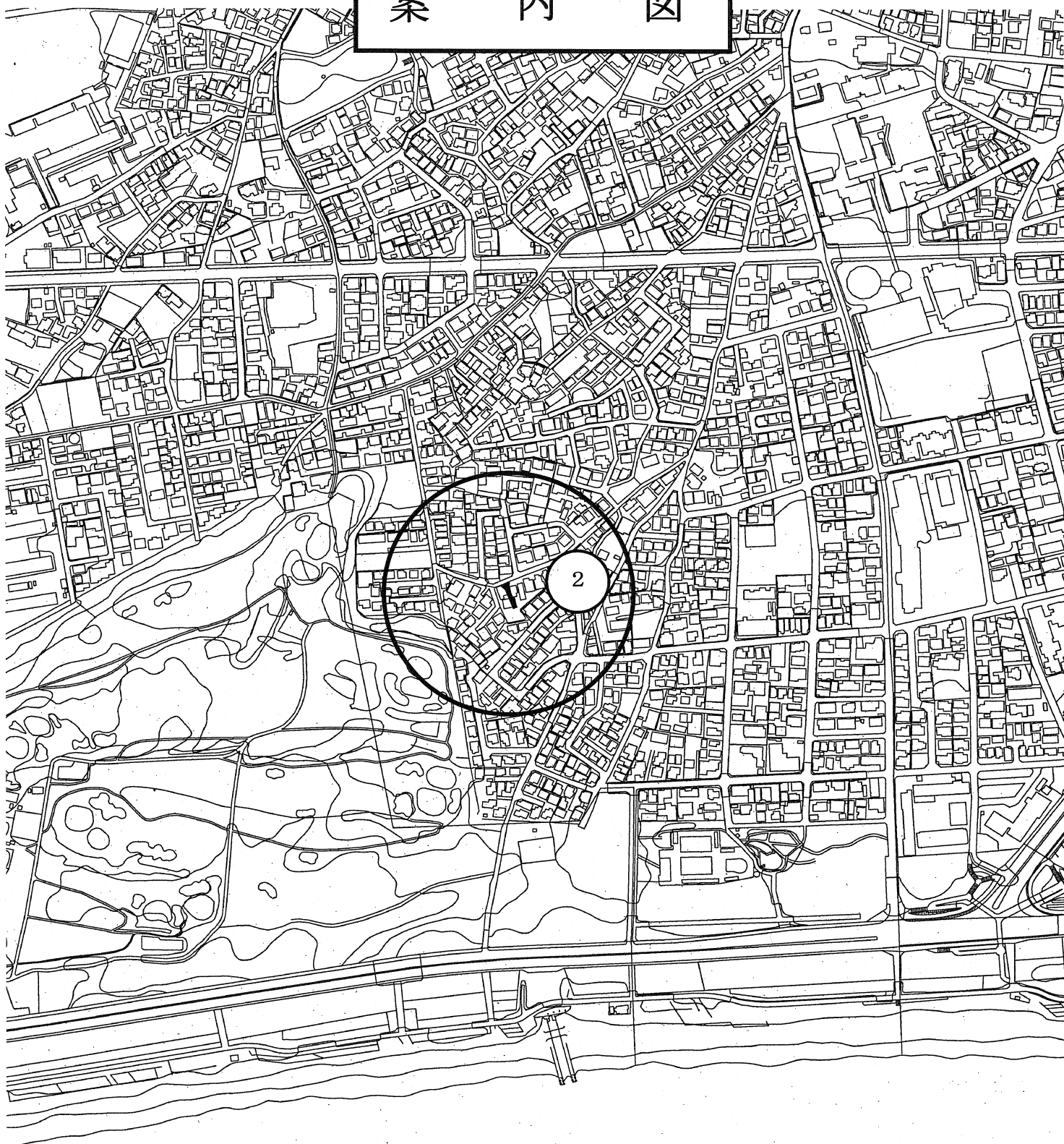
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1 9 5 2 号 線	浜 須 賀 7 0 5 5 番 1 3 1 地 先	浜 須 賀 7 0 5 5 番 1 3 4 地 先	m 22.83	m 4.21

提案理由

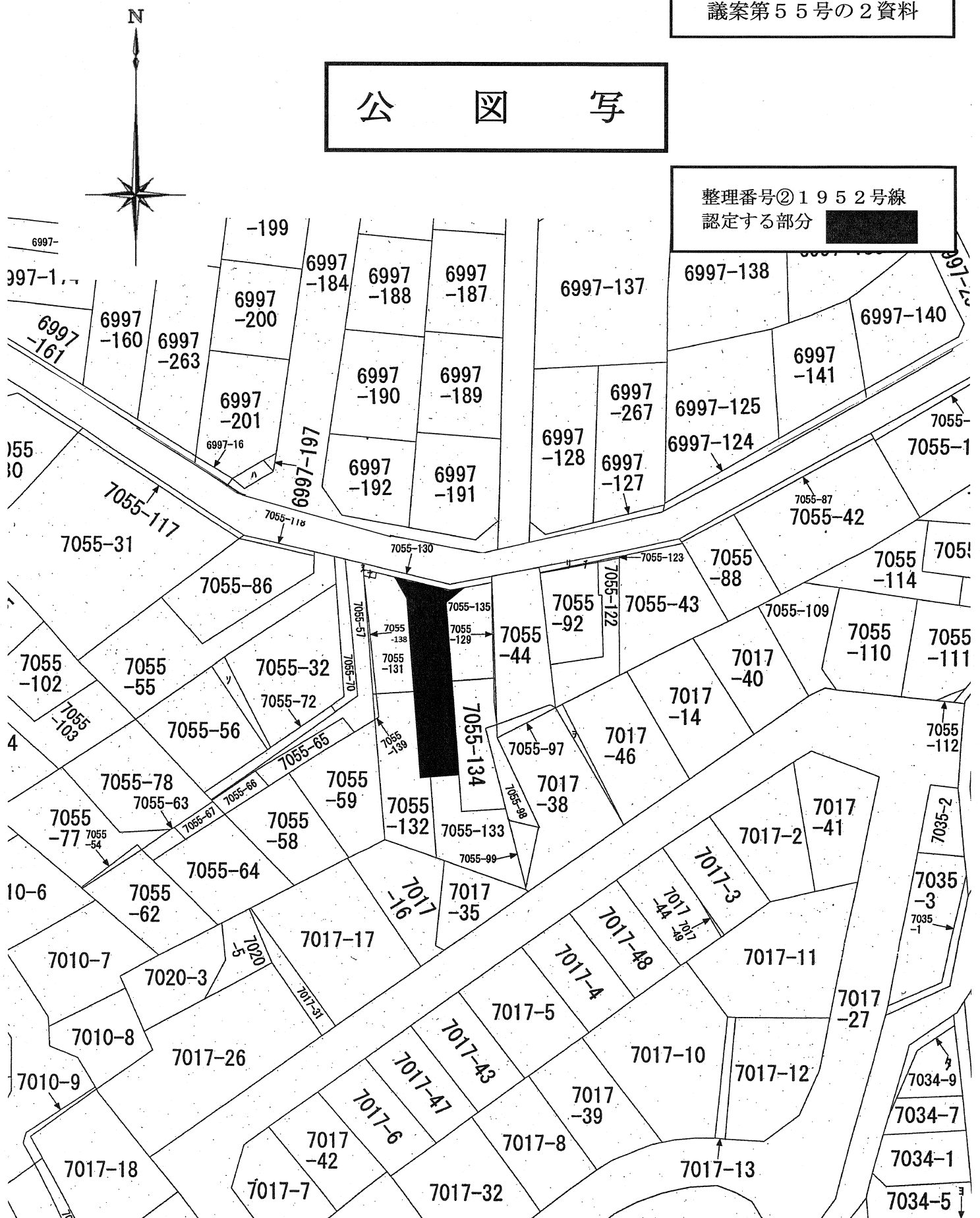
本案は、株式会社八清建設が造成し、令和 2 年 1 2 月 1 2 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号②1952号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

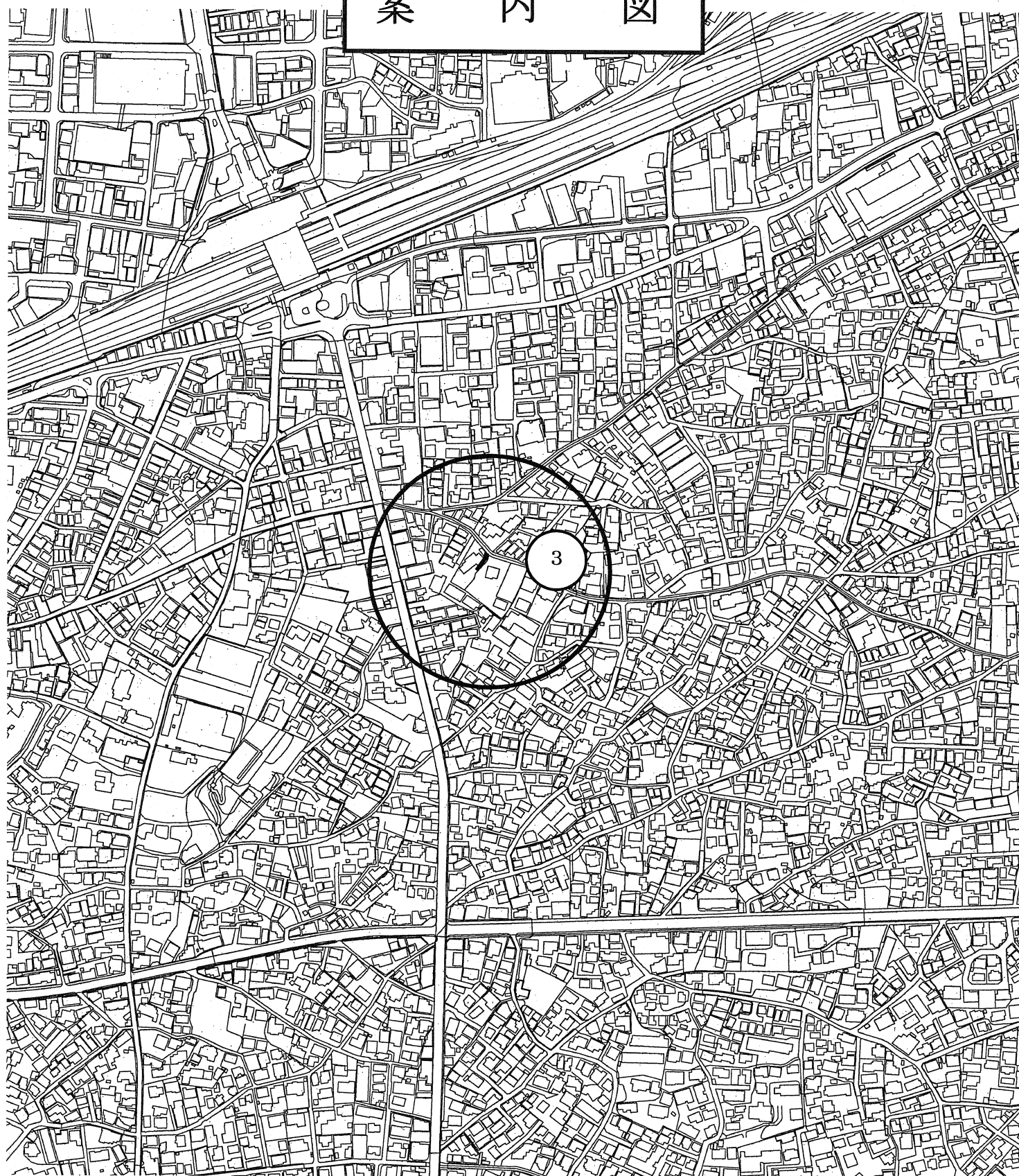
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	1 9 5 3 号 線	東 海 岸 北 二 丁 目 1 0 1 4 6 番 9 地 先	東 海 岸 北 二 丁 目 1 0 1 2 9 番 2 地 先	m 23.12	m 4.21

提案理由

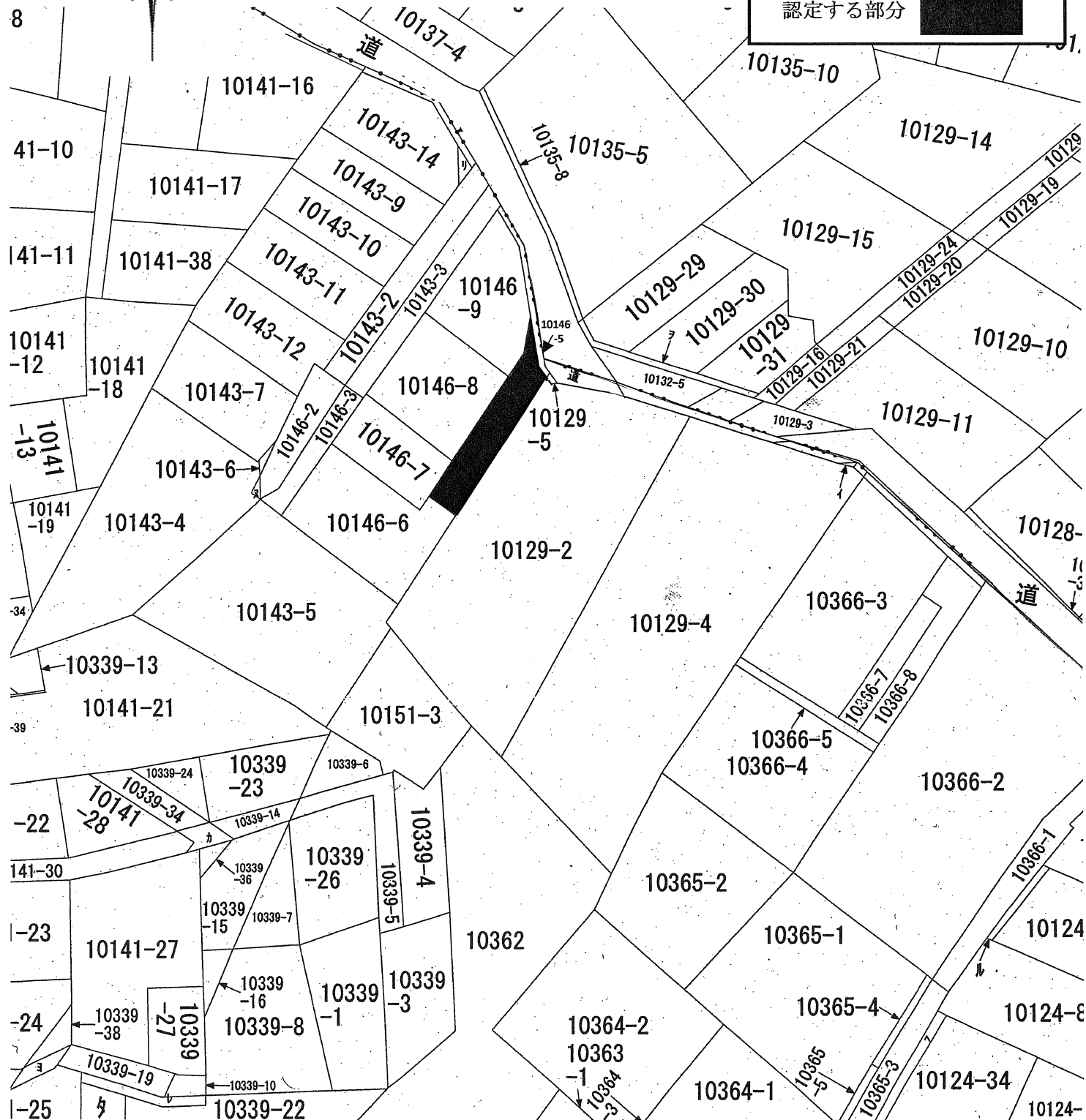
本案は、令和 2 年 1 1 月 1 1 日に積水ハウス株式会社から本市に寄附された道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 函 写

整理番号③1953号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

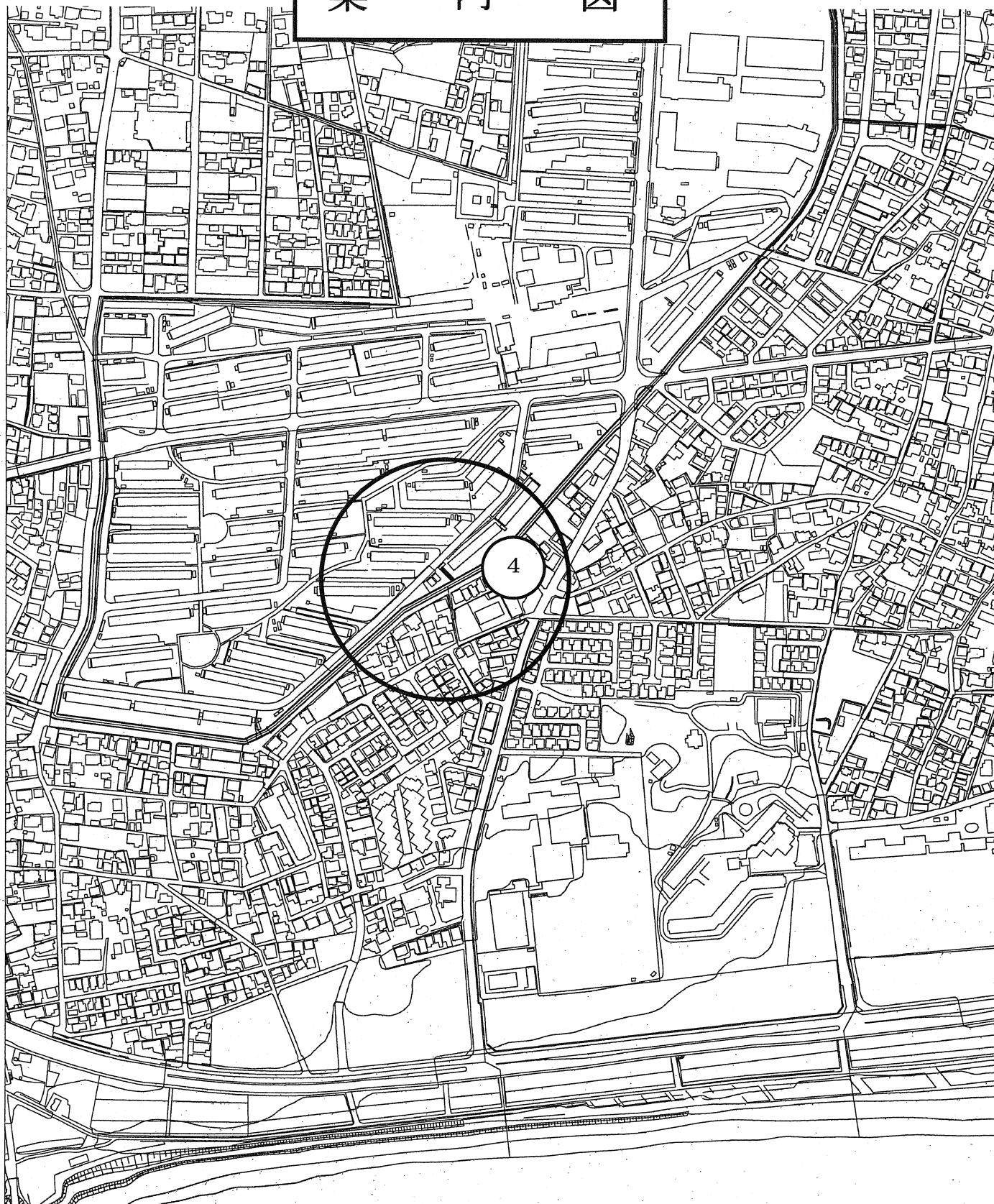
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	2 7 1 2 号線	浜 見 平 4 9 6 番 1 5 地 先	浜 見 平 4 9 6 番 1 9 地 先	m 12.51	m 4.00

提案理由

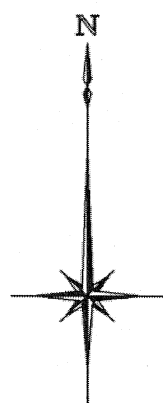
本案は、独立行政法人都市再生機構が造成し、平成 3 1 年 4 月 1 9 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図

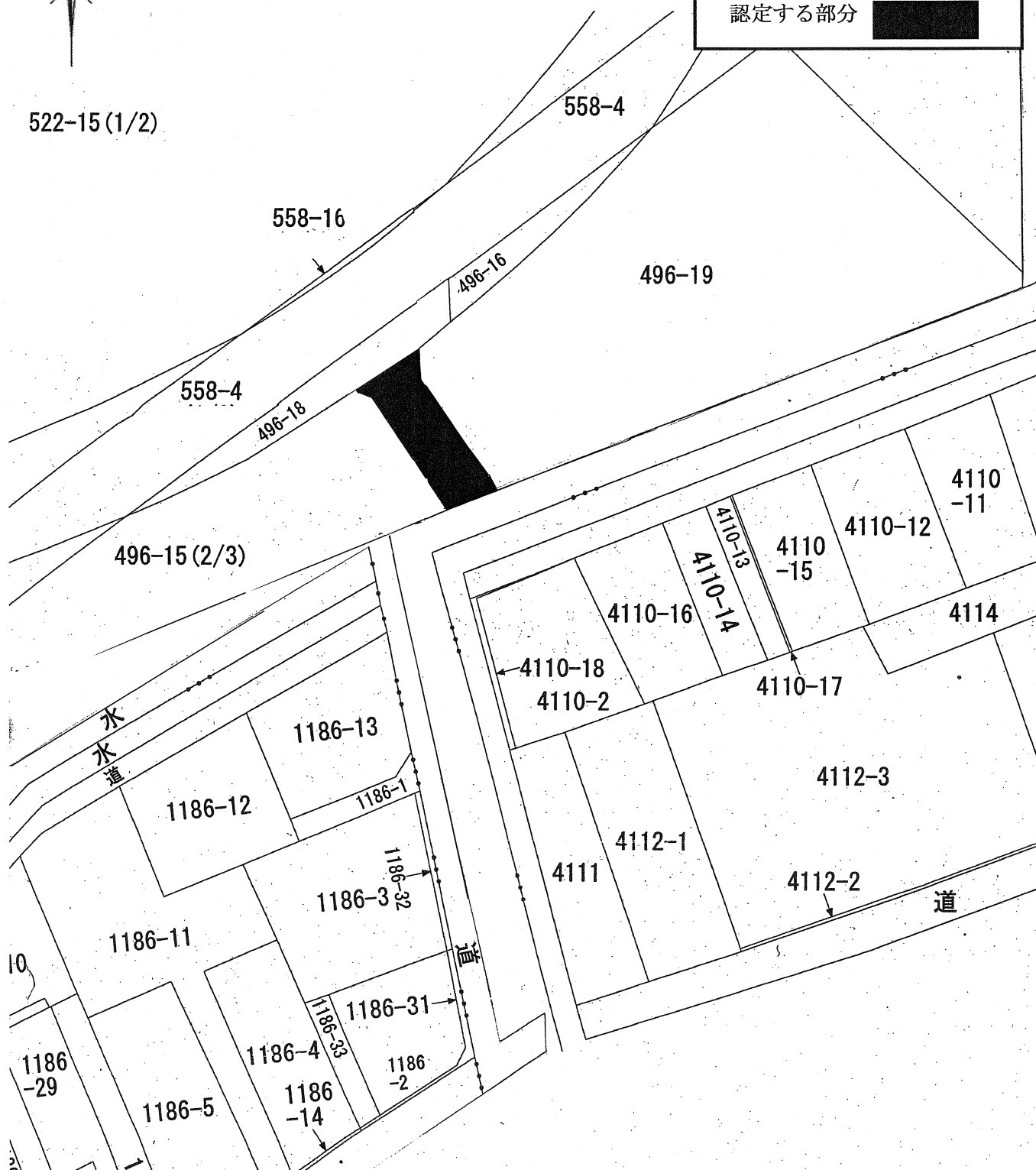


公 図 写

整理番号④2712号線
認定する部分



522-15(1/2)



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

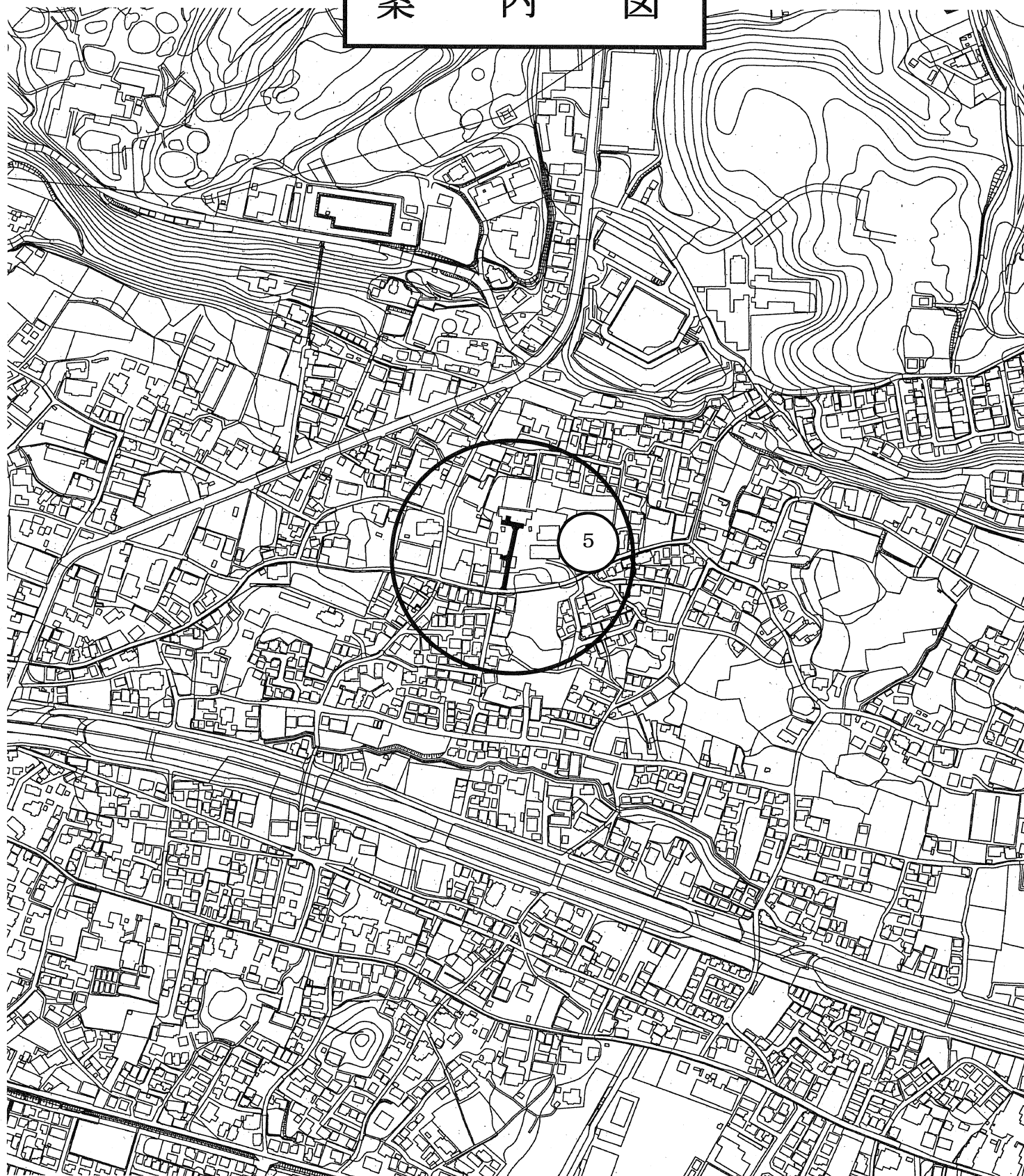
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	6 5 6 1 号線	甘 沼 字 長 谷 2 4 6 番 5 地 先	甘 沼 字 長 谷 2 4 4 番 3 8 地 先	m 90.13	m 5.01

提案理由

本案は、株式会社富士建設が造成し、令和 2 年 1 0 月 2 7 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

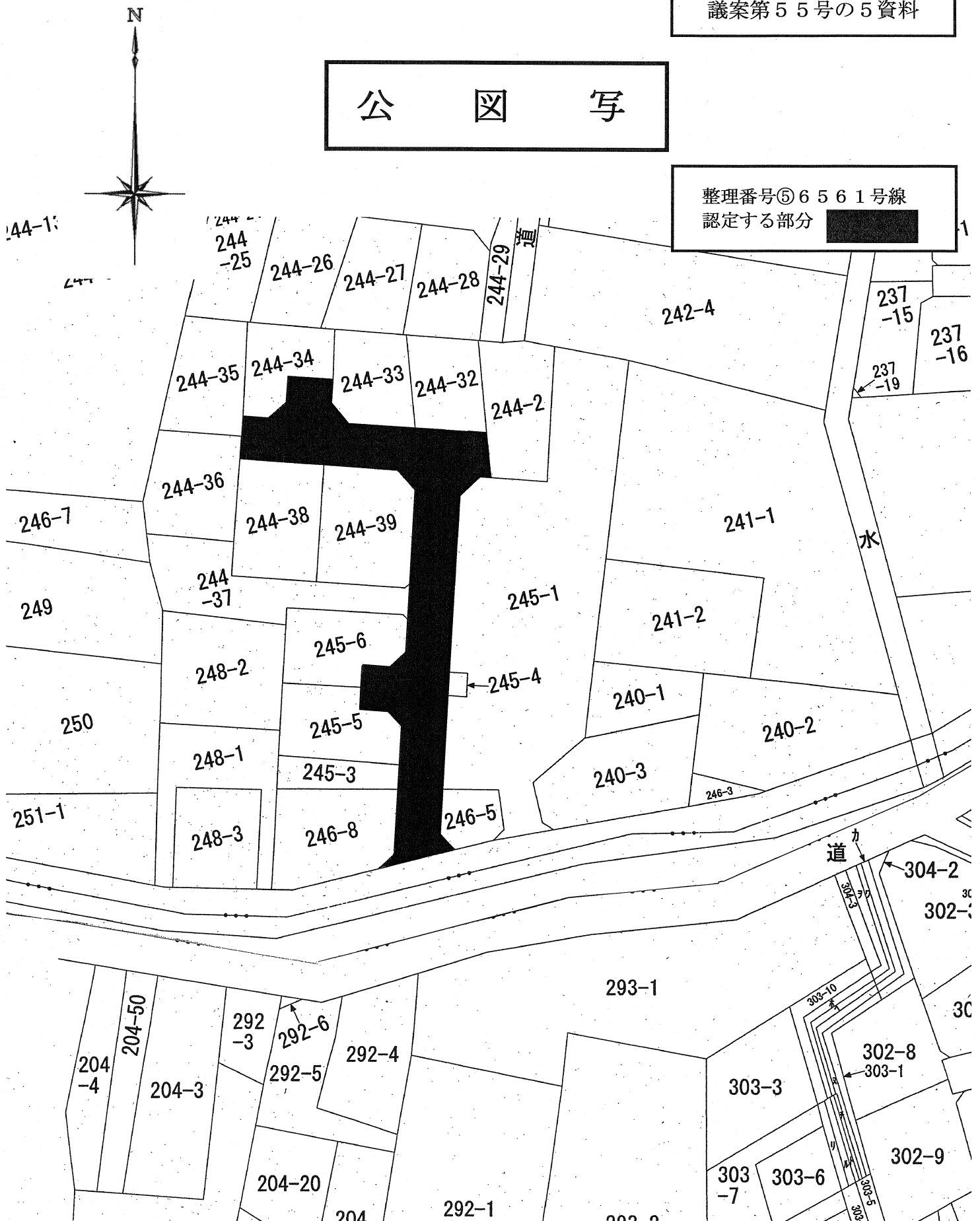
案 内 図



議案第 55 号の 5 資料

公 函 写

整理番号⑤ 6 5 6 1 号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年3月1日提出

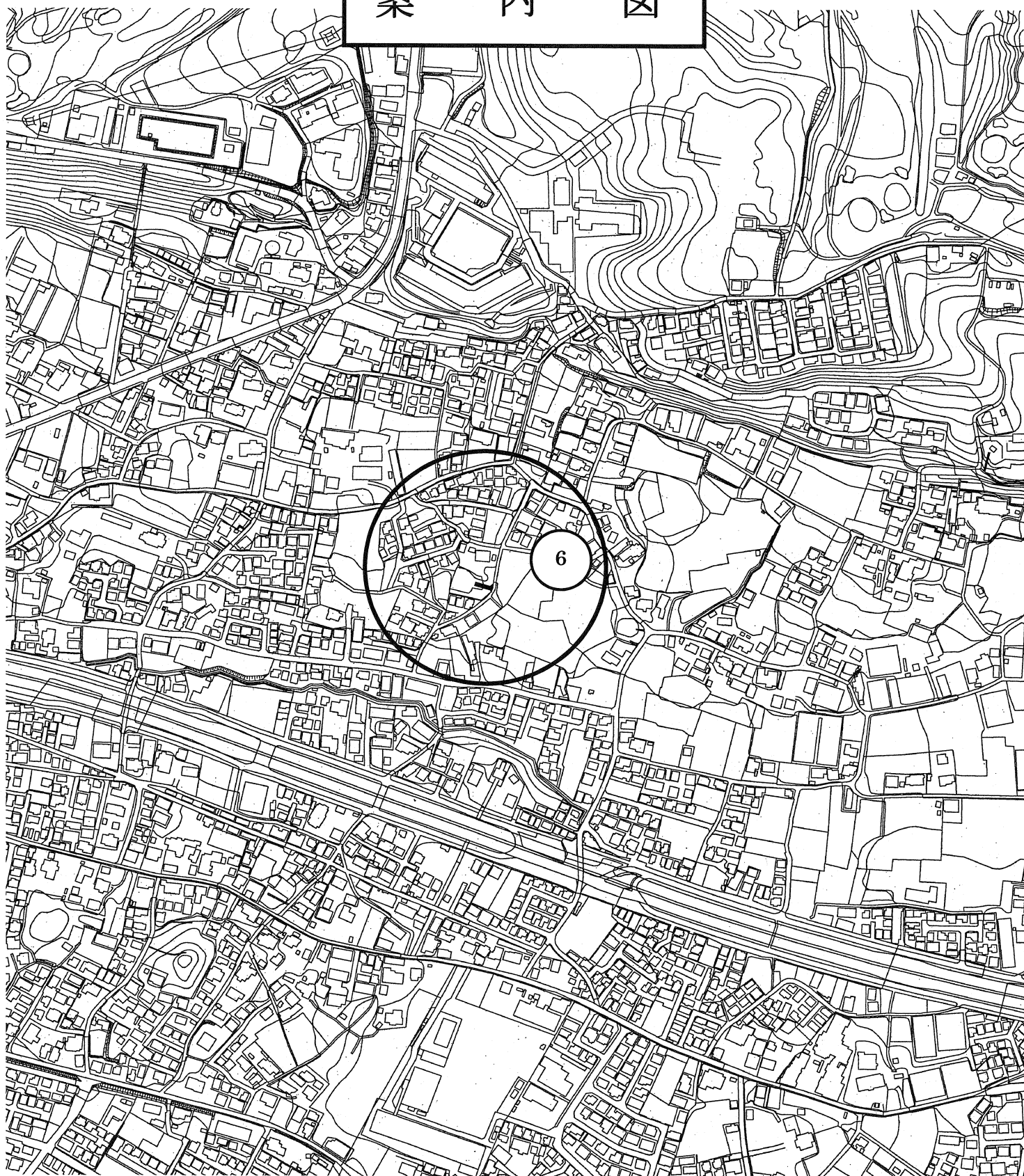
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	6562号線	赤羽根字二図 314番18地先	赤羽根字二図 314番11地先	m 21.62	m 4.21

提案理由

本案は、市内在住の個人が造成し、令和2年11月3日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号⑥6562号線
認定する部分



専決処分の報告について

次のとおり令和 3 年 1 月 8 日専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損 害 賠 償 の 額 金 1 3 9 , 5 0 5 円
- 2 損害賠償の相手方 市外所在の法人
- 3 損 害 賠 償 の 理 由

令和 2 年 8 月 1 7 日午後 6 時 2 5 分頃、香川七丁目 4 番地先において、相手方車両が対向車とすれ違うため側溝の上を走行した際、側溝の蓋が跳ね上がり車両下部に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和3年1月20日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金125,543円
- 2 損害賠償の相手方 市内所在の法人
- 3 損害賠償の理由

令和2年10月1日午前10時48分頃、香川6丁目28番6号先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が、収集経路に駐車車両があったため迂回した際、迂回先のT字路を右折時に相手方所有の掲示板上部に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和3年2月5日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金427,669円
- 2 損害賠償の相手方 市外所在の法人
- 3 損害賠償の理由

令和3年1月7日午前10時30分頃、藤沢市鵜沼石上二丁目7番1号神奈川県藤沢合同庁舎駐車場内において、学校教育指導課職員が軽自動車から降車する際に扉が風にあおられ、隣に駐車していた相手方車両に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償したものです。